

第 156 期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2020年6月26日(金曜日)
午前10時(受付開始午前9時)

開催場所 東京都品川区大崎二丁目5番35号
当社大崎会館

議決権行使について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される状況を鑑み、感染防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、当日のご出席をお控えいただき、同封の議決権行使書のご返送又はインターネットによる議決権行使をお願い申し上げます。

行使期限

2020年6月25日(木曜日)午後5時15分

本年から、株主総会にご出席の株主のみならずみなさまへのお土産を取りやめさせていただきます。なにとぞご理解くださいますようお願い申し上げます。

株式会社 明電舎

証券コード：6508

目次

■ 株主総会招集ご通知	02
■ 株主総会参考書類	05
■ 第1号議案	剰余金の処分の件
■ 第2号議案	定款一部変更の件
■ 第3号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
■ 第4号議案	監査等委員である取締役5名選任の件
■ 第5号議案	補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
■ 第6号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
■ 第7号議案	監査等委員である取締役の報酬額決定の件
■ 第8号議案	当社株式の大量取得行為に関する対応策更新の件
■ 事業報告	41
■ 連結計算書類	67
■ 計算書類	70
■ 監査報告書	72

「人と技術のQuality」を高めて、 社会インフラの発展と産業の進化を支える

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に罹患されたみなさまには心よりお見舞い申し上げます。

当社は1897年の創業以来、ものづくりメーカーとして幅広く技術や製品・サービスを創出し、社会の持続的な成長に貢献することで多くのお客様から信頼されご愛顧いただいております。

創業から123年、「より豊かな未来をひらく」「お客様の安心と喜びのために」という企業理念のもと、当社の「人と技術のQuality」を高めて、人々や社会の明るい未来を創り、社会インフラの発展と産業の進化を支えていきたいという想いを当社グループのスローガンである「Quality connecting the next」に込めて日々活動しております。

本年は「中期経営計画2020」の最終年度として、「成長事業」「収益基盤事業」「新たな成長事業」の3つの事業領域で、設備・人材・研究開発・パートナーシップ強化などの投資や施策を推進し、更に成長発展する企業を目指してまいります。

さて、当社第156期定時株主総会を右記のとおり開催いたします。

株主のみなさまにおかれましては、なにとぞよろしくご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2020年6月

取締役社長 **三井田 健**



企業理念

企業使命

より豊かな未来をひらく

私たちは、より豊かで住みよい未来社会の実現に貢献するため、新しい技術と価値の創造にチャレンジし続けます。

提供価値

お客様の安心と喜びのために

私たちは、お客様の安心と喜びのために、環境への配慮と丁寧なサポートを徹底します。そして、品質の高い製品・サービスを通じて、お客様の課題解決や夢の実現をお手伝いします。

株 主 各 位

第156期 定時株主総会招集ご通知

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所 東京都品川区大崎二丁目5番35号 当社大崎会館

3. 会議の目的事項

- 報告事項
- 第156期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第156期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）計算書類の内容報告の件

- 決議事項
- | | | | |
|-------|----------------------------|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 | 第5号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 | 第6号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件 | 第7号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額決定の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役5名選任の件 | 第8号議案 | 当社株式の大量取得行為に関する対応策更新の件 |

4. 当日ご出席願えない場合の議決権行使についてのご案内



郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**2020年6月25日（木曜日）午後5時15分までに到着**するようご返送ください。



インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、**3頁～4頁の【インターネット等による議決権行使のご案内】**をご高覧のうえ、**2020年6月25日（木曜日）午後5時15分まで**に行ってください。

以上

- 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表並びに計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表は、法令及び定款第17条の規定に基づき、当社ホームページ（https://www.meidensha.co.jp/ir/ir_06/）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知には掲載しておりません。なお、本株主総会招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類に修正すべき事情が生じた場合には、当社ホームページ（https://www.meidensha.co.jp/ir/ir_06/）に掲載いたします。

インターネット等による 議決権行使のご案内



インターネットによる議決権行使期限

2020年6月25日（木曜日）
午後5時15分まで

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使ウェブサイトアドレス

ウェブ行使

<https://www.web54.net>

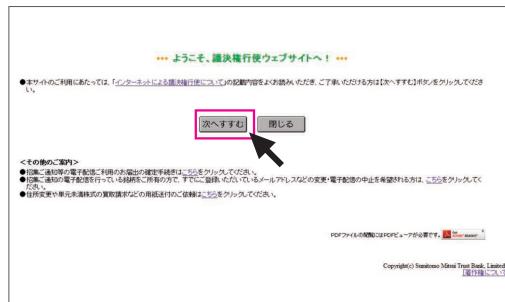


インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について

- インターネットによる議決権行使は、以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。
【議決権行使ウェブサイトアドレス】 <https://www.web54.net>
- インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご登録ください。
- インターネットによる議決権行使は、2020年6月25日（木曜日）午後5時15分まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使くださいますようお願い申し上げます。
- 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネットによって複数回数又はパソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

パソコンによるアクセス手順

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス
ウェブ行使
<https://www.web54.net>
「次へすすむ」をクリック



「スマート行使」による方法

- 1 QRコードを読み取る
スマートフォン等のカメラを起動して、お手元の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取る



インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関するご不明点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社
証券代行ウェブサポート専用ダイヤル
0120-652-031（午前9時～午後9時）

2 議決権行使コードの入力

お手元の議決権行使書用紙に記載された「**議決権行使コード**」を**A**に入力し、「**ログイン**」をクリック

… ログイン …

●議決権行使コードを入力し、【ログイン】ボタンをクリックしてください。
●議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載しております。
(電子メールにより招集ご通知を受領されている株主様の場合は、招集ご通知電子メール本文に記載しております)

A 議決権行使コード:

3 パスワードの入力

お手元の議決権行使書用紙に記載された「**パスワード**」を**B**に入力し、「**次へ**」をクリック

… パスワード認証 …

●パスワードを入力し、【次へ】ボタンをクリックしてください。
●ソフトウェアキーボードを使用される場合は、右のリンクをクリックしてください。
●パスワードをお忘れの場合は、こちらをクリックしてください。

B パスワード: [ソフトウェアキーボード](#)

以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

2 議決権行使方法を選択

スマートフォン用

すべての会社提案議案について「賛成」する

各議案について個別に指示する

3 各議案の賛否を選択

第1号議案
第〇期剰余金の処分の件

第2号議案
定款一部変更の件

画面の案内にしたがって
行使完了となります。

※「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要で議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。この方法での議決権行使は1回に限ります。

※一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合併会社である株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしましたうえで、第156期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当政策

株主のみなさまへの適切な利益還元を経営の重要課題として位置づけており、株主資本の充実と株主資本利益率の向上を図るとともに、業績に応じた適正な配当を実施することを基本方針としております。また、当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当につきましては株主総会、中間配当につきましては取締役会であります。

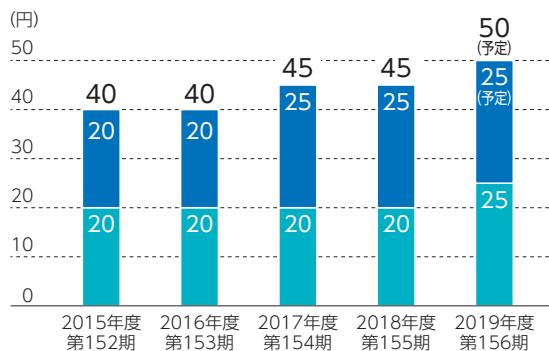
内部留保につきましては、市場競争力の維持・向上のために、設備投資及び研究開発投資へ効果的に充当することにしております。

1 配当財産の種類
金銭

2 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき…………… 金 **25**円
総額…………… **1,134,261,175**円
中間配当金（1株につき金25円）を含め、
第156期の配当金の総額は、1株につき金
50円となります。

3 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月29日

(ご参考) 1株当たり年間配当金



※2018年10月より5株を1株に併合したため、過去分も5倍で表記しています。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1)取締役会の業務執行決定権限の相当な部分を業務執行取締役に委譲することが可能となる監査等委員会設置会社に移行し取締役会における経営戦略等の議論を一層充実させるとともに、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つこと等により取締役会の監督機能を一層強化することで、更なるコーポレート・ガバナンスの強化と持続的な成長による中長期的な企業価値の向上を図るため、当社は監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設、並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(2) 取締役として有用な人財の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第26条を変更案第27条のとおり変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(3) その他、上記の変更に伴う字句や条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

なお、本議案における定款変更につきましては、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を表示しております。)

現行定款	変更案
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
第18条（取締役の員数） 当会社に取締役 <u>15名以内</u> を置く。	第18条（取締役の員数） 当会社に取締役（ <u>監査等委員である取締役を除く。</u> ） <u>10名以内</u> を置く。 <u>当会社に監査等委員である取締役5名以内</u> を置く。
第19条（取締役の選任） 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 取締役の選任は累積投票によらない。	第19条（取締役の選任） 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 取締役の選任は累積投票によらない。

現行定款	変更案
<p>第20条（任期） 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>第20条（任期） 取締役の任期（監査等委員である取締役を除く。）は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 補欠または増員により選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>第21条（条文省略）</p>	<p>第21条（現行どおり）</p>
<p>第22条（代表取締役） 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>	<p>第22条（代表取締役） 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</p>
<p>第23条（役付取締役） 取締役会は、その決議によって取締役会長および取締役社長各1名ならびに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>第23条（役付取締役） 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長および取締役社長各1名ならびに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>第24条（取締役会） 取締役会は、取締役会規則を定め、法令および定款に定めがある事項のほか会社の重要な業務の執行を決定する。 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思を表示し、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p>	<p>第24条（取締役会） 取締役会は、取締役会規則を定め、法令および定款に定めがある事項のほか会社の重要な業務の執行を決定する。 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思を表示したときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p>
<p>（新設）</p>	<p>第25条（重要な業務執行の決定の委任） 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>第25条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第26条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第26条（取締役の責任免除） 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>700万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれが高い額とする。</u></p>	<p>第27条（取締役の責任免除） 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>(削除)</p>
<p>第27条（監査役および監査役会の設置） 当会社は、<u>監査役および監査役会を置く。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第28条（監査役の数） 当会社に<u>監査役8名以内を置く。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第29条（監査役の選任） <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第30条（任期） 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第31条（常任監査役） 監査役会は、その決議によって常任監査役若干名を選定する。 常任監査役は、常勤とする。</p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>第32条（監査役会） <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u> <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対し、その通知を発しなければならない。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</u></p>	(削除)
<p>第33条（報酬等） <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p>第34条（監査役の責任免除） <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	(削除)
(新設)	第5章 監査等委員会
(新設)	<p>第28条（監査等委員会） <u>当社は、監査等委員会を置く。</u></p>
(新設)	<p>第29条（常勤の監査等委員） <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
(新設)	<p>第30条（監査等委員会） <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u> <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対し、その通知を発しなければならない。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</u> <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>第35条～第40条（条文省略）</p>	<p>第31条～第36条（現行どおり）</p>
(新設)	<p>附則（監査役の責任の免除に関する経過措置） <u>第156期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第34条の定めるところとする。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますとともに、取締役全員（9名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名の選任を願いたいと存じます。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位及び主な担当	取締役会への出席状況 (出席率)
1	はまぎき ゆうじ 浜崎 祐司 再任	代表取締役 取締役会長 指名・報酬委員会委員	13回／13回 (100%)
2	みいだ たけし 三井田 健 再任	代表取締役 取締役社長 指名・報酬委員会委員	13回／13回 (100%)
3	くらもと まさみち 倉元 政道 再任	代表取締役 取締役副社長 産業システム事業分野全般、 CSR・環境担当	13回／13回 (100%)
4	もり しょうすけ 森 省輔 再任	取締役副社長 社会インフラ事業分野全般、 保守・サービス事業分野全般担当	10回／10回 (100%)
5	おおはし のぶとし 大橋 延年 再任	取締役兼専務執行役員 人事・総務本部長 発電事業、コンプライアンス、危機管理担当	13回／13回 (100%)
6	たけかわ のりお 竹川 徳雄 再任	取締役兼専務執行役員 プラント建設本部長 生産全般及び安全・品質、ICT事業担当	13回／13回 (100%)
7	たまき のぶあき 玉木 伸明 再任	取締役兼専務執行役員 海外戦略本部長 技術全般、変電事業、電鉄事業担当	13回／13回 (100%)
8	たけなか ひろゆき 竹中 裕之 再任 社外 独立	社外取締役 指名・報酬委員会委員長	13回／13回 (100%)
9	やすい じゅんじ 安井 潤司 再任 社外 独立	社外取締役 指名・報酬委員会委員	13回／13回 (100%)

再任 …再任取締役候補者 社外 …社外取締役候補者 独立 …東京証券取引所届出独立役員



1 はまさき ゆうじ 浜崎 祐司

再任 指名・報酬委員会委員

生年月日 1952年2月4日（満68歳）

所有する当社株式の数 14,200株

取締役会出席状況 100%（13回／13回）

取締役在任期間 10年

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

2004.6 住友電気工業株式会社 執行役員
 2005.6 同社 常務執行役員
 2006.6 同社 常務取締役
 2010.4 当社 専務執行役員
 2010.6 当社 取締役
 2011.4 当社 取締役副社長
 2013.6 当社 取締役社長
 2018.6 当社 取締役会長 現在に至る

重要な兼職の状況：株式会社JVCケンウッド 社外取締役

取締役候補者とした理由

2013年から取締役社長として、2018年から取締役会長として当社グループの経営全般を統括しており、経営に関する豊富な経験と実績を有し、取締役会議長として、当社グループの適切なリスクテイクのため、取締役会の監督機能の強化に努めております。

上記の経験・実績を取締役に反映させることにより、当社グループ全体のコーポレート・ガバナンスの更なる強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。



2 み い だ たけし 三井田 健

再任 指名・報酬委員会委員

生年月日 1955年8月16日（満64歳）

所有する当社株式の数 8,800株

取締役会出席状況 100%（13回／13回）

取締役在任期間 8年

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1978.4 当社 入社
 2008.4 執行役員 経営企画グループ長 兼 経営企画部長
 2011.4 常務執行役員 経営企画グループ長 兼 経営企画部長
 2012.4 専務執行役員 経営企画グループ長
 2012.6 取締役
 2015.4 取締役副社長
 2018.6 取締役社長 現在に至る

取締役候補者とした理由

当社グループ全体の経営計画立案とその実行に携わり、2018年から取締役社長として当社グループの経営全般及び「中期経営計画2020」を統括しております。

上記の経験・実績に基づき「中期経営計画2020」の推進役として経営に携わることにより、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。



3 くらもと まさみち 倉元 政道

再任

生年月日 1955年9月11日 (満64歳)
所有する当社株式の数 10,200株
取締役会出席状況 100% (13回/13回)
取締役在任期間 5年

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1980.4 当社 入社
2013.4 執行役員 研究開発本部長
2014.4 常務執行役員 研究開発本部長
2015.4 専務執行役員 研究開発本部長
2015.6 取締役
2018.4 取締役副社長 現在に至る

担当：産業システム事業分野全般、CSR・環境

取締役候補者とした理由

研究開発部門の技術者としての豊富な経験・実績をもとに、社業全般、環境に関する取組み及び「中期経営計画2020」における成長事業のひとつである自動車関連事業の事業規模拡大に取り組んでおります。

上記の経験・実績に基づき経営に携わることにより、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。



4 もり しょうすけ 森 省輔

再任

生年月日 1959年5月22日 (満61歳)
所有する当社株式の数 1,400株
取締役会出席状況 100% (10回/10回)
取締役在任期間 1年

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

2011.4 株式会社三井住友銀行 執行役員 本店営業第一部長
2013.4 同行 執行役員 国際統括部長
2014.4 同行 常務執行役員 国際統括部長
2015.4 同行 常務執行役員 アジア・大洋州本部長
2017.4 同行 専務執行役員 国際部門副責任役員
2018.4 同行 専務執行役員 コーポレート・アドバイザリー本部長
2019.4 当社 執行役員副社長
2019.6 当社 取締役副社長 現在に至る

担当：社会インフラ事業分野全般、保守・サービス事業分野全般

取締役候補者とした理由

2019年6月の就任以降、新規事業、事業提携及び海外事業等を担当し、現在は、「中期経営計画2020」において収益基盤事業と位置付けている社会インフラシステム事業と保守・サービス事業の戦略強化に取り組んでおります。

上記の経験・実績に基づき経営に携わることにより、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。



5 おおし のぶとし 大橋 延年

再任

生年月日 1956年11月2日 (満63歳)
 所有する当社株式の数 10,700株
 取締役会出席状況 100% (13回/13回)
 取締役在任期間 2年

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1979.4 当社 入社
 2013.4 執行役員 人事・総務グループ長 兼 人事企画部長
 2015.4 常務執行役員 人事・総務グループ長
 2018.4 専務執行役員 人事・総務グループ長
 2018.6 取締役 現在に至る
 2020.4 専務執行役員 人事・総務本部長 現在に至る

担当：人事・総務、発電事業、コンプライアンス、危機管理

取締役候補者とした理由

人事・総務関連業務の経験に基づき、近年は人事・総務部門の統括者としてコーポレート・ガバナンス向上に寄与し、2018年からは働き方改革の実行計画「スマートワーク2020」の推進に取り組んでおります。

上記の経験・実績に基づき、当社グループ全体の人財活用及び更なるコーポレート・ガバナンス向上の取組みの推進役として経営に携わることにより、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。



6 たけかわ のりお 竹川 徳雄

再任

生年月日 1958年12月18日 (満61歳)
 所有する当社株式の数 8,200株
 取締役会出席状況 100% (13回/13回)
 取締役在任期間 2年

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1981.4 当社 入社
 2015.4 執行役員 プラント建設本部長
 2017.4 常務執行役員 生産統括本部長
 2018.4 専務執行役員
 2018.6 取締役 現在に至る
 2020.4 専務執行役員 プラント建設本部長 現在に至る

担当：生産全般及び安全・品質、工事、ICT事業

取締役候補者とした理由

工事部門の技術者として豊富な現場経験を有し、その経験を当社生産・品質管理体制の向上に活かし、現在は生産の視点からの働き方改革として生産プロセス改革や合理化設備の投資に取り組んでおります。

上記の多様な経験・実績に基づく視野・視点やバランス感覚をもって経営に携わることにより、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。



7 たまきのぶあき 玉木 伸明

再任

生年月日 1960年3月25日（満60歳）
 所有する当社株式の数 3,700株
 取締役会出席状況 100%（13回／13回）
 取締役在任期間 2年

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1982.4 当社 入社
 2015.4 変電事業部長
 2016.4 執行役員
 2017.4 常務執行役員
 2018.4 専務執行役員
 2018.6 取締役 現在に至る
 2020.4 専務執行役員 海外戦略本部長 現在に至る

担当：技術全般、海外事業、変電事業、電鉄事業

取締役候補者とした理由

当社のコア製品である変電製品の技術者、また、海外関係会社の経営トップの経験をもとに、「中期経営計画2020」における成長事業のひとつである海外事業の事業規模拡大に取り組んでおります。

上記の技術者としての視点・グローバルな視点をもって経営に携わることにより、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。



8 たけなかひろゆき 竹中 裕之

再任 社外 独立

指名・報酬委員会委員長
 生年月日 1947年4月30日（満73歳）
 所有する当社株式の数 なし
 取締役会出席状況 100%（13回／13回）
 取締役在任期間 7年

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

2001.6 住友電気工業株式会社 取締役
 2003.6 同社 執行役員
 2004.6 同社 常務取締役
 2007.6 同社 専務取締役 兼 電線・機材・エネルギー事業本部長 兼 生産技術本部副本部長
 2008.6 同社 専務取締役 兼 電線・機材・エネルギー事業本部長
 2010.5 同社 専務取締役
 2010.6 同社 副社長
 2013.6 当社 取締役 現在に至る

重要な兼職の状況：住電日立ケーブル株式会社取締役会長（社外取締役）

社外取締役候補者とした理由

長年にわたる豊富な経営経験や幅広い見識から、当社グループのコーポレート・ガバナンス向上に尽力し、現在は任意の指名・報酬委員会の委員長を務め、経営の透明性向上に寄与しております。

引き続きこれらの経験・見識を当社の取締役会に反映することにより、取締役会の監督機能の更なる強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。



9 やすい じゅんじ
安井 潤司

再任 社外 独立

指名・報酬委員会委員

生年月日 1951年1月3日 (満69歳)

所有する当社株式の数 なし

取締役会出席状況 100% (13回/13回)

取締役在任期間 4年

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2004.4 日本電気株式会社 執行役員 兼
第三ソリューション営業事業本部長
- 2005.4 同社 執行役員 兼 第四ソリューション事業本部長
- 2008.4 同社 執行役員常務
- 2008.6 同社 取締役 執行役員常務
- 2010.4 同社 取締役 執行役員専務
- 2011.7 同社 取締役 執行役員専務 兼
チーフサプライチェーンオフィサー
- 2012.4 同社 代表取締役 執行役員副社長 兼
チーフサプライチェーンオフィサー
- 2016.4 同社 代表取締役 執行役員副社長
- 2016.6 当社 取締役 現在に至る

社外取締役候補者とした理由

長年にわたる豊富な経営経験や幅広い見識から、当社グループのコーポレート・ガバナンス向上に尽力し、現在は任意の指名・報酬委員会の委員を務め、経営の透明性向上に寄与しております。

引き続きこれらの経験・見識を当社の取締役会に反映することにより、取締役会の監督機能の更なる強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と会社との間にいずれも特別の利害関係はございません。
2. 竹中裕之及び安井潤司の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 竹中裕之氏は、2020年6月に住電日立ケーブル株式会社の取締役会長を退任する予定であります。
4. 当社は、竹中裕之氏が2001年6月から2016年6月まで取締役を務めた住友電気工業株式会社及び安井潤司氏が2008年6月から2016年6月まで取締役を務めた日本電気株式会社と、それぞれ2019年度において当社連結売上高の1%未満の取引がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはなく当社の社外役員の独立性判断基準を満たすことから、独立性は十分に確保されていると判断しております。
5. 竹中裕之及び安井潤司の両氏は、当社の社外役員の独立性判断基準及び証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしているため両氏を独立役員として届け出ており、本議案において両氏が原案どおり選任された場合は、引き続き独立役員として指定する予定であります。
6. 安井潤司氏が2008年6月から2016年6月まで取締役を務めた日本電気株式会社は、同氏が在任中の2014年11月18日に消防救急デジタル無線機器の取引に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会による立入検査を受け、調査に協力しておりましたが、2017年2月2日、同委員会から上記取引に関して独占禁止法に違反する行為があったとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けております。また、2015年5月19日に東京電力株式会社との電力保安通信用機器の取引に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして公正取引委員会による立入検査を受け、同委員会による調査に協力しておりましたが、調査は2016年7月に終了し、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象とはされませんでした。また、2016年2月16日に中部電力株式会社とのハイブリッド光通信装置及び伝送路用装置の取引に関して、公正取引委員会による立入検査を受け、2017年2月15日、同委員会から上記取引に関して独占禁止法に違反する行為があったとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けております。
7. 当社は、竹中裕之及び安井潤司の両氏と、損害賠償責任の限度額が700万円又は法令が定める額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しており、本総会において両氏が原案どおり選任された場合は、損害賠償責任の限度額を会社法第425条第1項に定める最低限度額とする内容の契約をあらためて締結する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役5名の選任を願いたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位	取締役会への出席状況 (出席率)	監査役会への出席状況 (出席率)
1	まぢむら ただよし 町村 忠芳 新任	顧問	—	—
2	いとう たけとら 伊東 竹虎 新任	常任監査役（常勤）	13回／13回 (100%)	6回／6回 (100%)
3	しん よしあき 秦 喜秋 新任 社外 独立	社外監査役	12回／13回 (92.9%)	6回／6回 (100%)
4	なわ た みつる 縄田 満児 新任 社外 独立	社外監査役	13回／13回 (100%)	6回／6回 (100%)
5	はやし けいこ 林 敬子 新任 社外 独立		—	—

新任 …新任取締役候補者

社外 …社外取締役候補者

独立 …東京証券取引所届出独立役員



1 まちむら ただよし
町村 忠芳

新任

生年月日 1955年4月1日（満65歳）

所有する当社株式の数 13,800株

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1977.4 当社 入社
- 2012.4 当社 執行役員 電力変換製品主管
- 2014.4 当社 常務執行役員 電力変換製品主管 兼 発電製品主管
- 2015.4 当社 専務執行役員
- 2015.6 当社 取締役
- 2018.4 当社 取締役副社長
- 2019.4 株式会社明電O&M 取締役社長
- 2020.4 当社 顧問 現在に至る

取締役候補者とした理由

2019年3月まで当社代表取締役を務め、2020年3月まで当社グループ保守・サービス事業の核となる明電O&Mの取締役社長として経営に携わり、豊富な経験と実績を有しております。

上記の経験・実績に基づく、関係会社を含む明電グループ全体の経営の視点を当社の監査や取締役会に反映することにより、監査及び監督機能の更なる強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。



2 いとう たけとら
伊東 竹虎

新任

生年月日 1958年12月26日（満61歳）

所有する当社株式の数 3,300株

取締役会出席状況 100% (13回/13回)

監査役会出席状況 100% (6回/6回)

監査役在任期間 3年

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1981.4 当社入社
- 2011.9 エネルギーシステム事業部 回転機システム工場長
- 2014.4 発電製品企画部長
- 2015.10 発電事業部 専任部長
- 2017.4 監査役室 支配人
- 2017.6 常任監査役 現在に至る

取締役候補者とした理由

長年にわたり製造部門に携わり、製造・生産、工場運営等に係る豊富な経験と知見を有しており、2017年6月から当社監査役を務めております。

これらの経験・知見を当社の監査や取締役会に反映することにより、監査及び監督機能の更なる強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。



3 しん 秦 よしあき 喜秋

新任 社外 独立

生年月日 1945年11月4日 (満74歳)
 所有する当社株式の数 なし
 取締役会出席状況 92.9% (12回/13回)
 監査役会出席状況 100% (6回/6回)
 監査役在任期間 8年



4 なわた 縄田 みつる 満児

新任 社外 独立

生年月日 1954年4月25日 (満66歳)
 所有する当社株式の数 なし
 取締役会出席状況 100% (13回/13回)
 監査役会出席状況 100% (6回/6回)
 監査役在任期間 4年

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2008.4 三井住友海上グループホールディングス株式会社 取締役会長
- 2010.4 三井住友海上火災保険株式会社 取締役
- 2010.4 MS & ADインシュアランス グループ
ホールディングス株式会社 顧問
- 2011.4 三井住友海上火災保険株式会社 常任顧問
- 2012.6 当社 社外監査役 現在に至る
- 2012.6 株式会社だいこう証券ビジネス 取締役
- 2014.4 三井住友海上火災保険株式会社 シニアアドバイザー 現在に至る

社外取締役候補者とした理由

長年にわたる豊富な経営経験や高い見識を有し、また当社における監査役としての経験も有しており、これらを当社の監査や取締役会に反映することにより、監査及び監督機能の更なる強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2007.6 住友信託銀行株式会社 (現 三井住友信託銀行株式会社)
常務執行役員
- 2008.5 同行 常務執行役員 審査部長
- 2009.1 同行 常務執行役員 審査第一部長
- 2009.5 同行 常務執行役員
- 2010.6 ライフ住宅ローン株式会社 取締役会長
- 2010.6 ファーストクレジット株式会社 取締役会長
- 2010.10 住信不動産ローン&ファイナンス株式会社 (現 三井住友トラス
ト・ローン&ファイナンス株式会社) 取締役社長
- 2015.4 三井住友トラス・ローン&ファイナンス株式会社 取締役会長
- 2016.4 三井住友トラス・パナソニックファイナンス株式会社
常任監査役
- 2016.6 当社 社外監査役 現在に至る

社外取締役候補者とした理由

長年にわたる豊富な経営経験や高い見識を有し、また当社における監査役としての経験も有しており、これらを当社の監査や取締役会に反映することにより、監査及び監督機能の更なる強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。



5 はやし けい こ
林 敬子

新任 社外 独立

生年月日 1960年8月11日 (59歳)

所有する当社株式の数 なし

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1986.4 東京国税局 入局
- 1990.10 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ） 入所
- 1994.3 公認会計士登録
- 2006.7 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）
パートナー 現在に至る
- 2013.7 日本公認会計士協会 理事
- 2013.10 デロイトトーマツグループ ダイバーシティ推進責任者
- 2016.7 日本公認会計士協会 常務理事 現在に至る
- 2018.11 トーマツチャレンジド株式会社 代表取締役 現在に至る
- 2019.1 防衛装備庁防衛調達審議会 委員 現在に至る
- 2019.6 デロイトトーマツグループ
D&Iコミットィアドバイザー 現在に至る
- 2019.8 日本公認会計士協会監査業務審査会 委員長
- 2019.10 同協会監査・規律審査会 審査会長 現在に至る

重要な兼職の状況：有限責任監査法人トーマツ パートナー
トーマツチャレンジド株式会社 代表取締役

社外取締役候補者とした理由

長年にわたる会計士としての高度な専門性と豊富な経験、組織におけるダイバーシティ推進の取組みを通じた幅広い視野と知見を有しており、これらを当社の監査や取締役会に反映することにより、監査及び監督機能の更なる強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と会社との間にいずれも特別の利害関係はございません。
2. 秦喜秋、縄田満児及び林敬子の3氏は、社外取締役候補者であります。
3. 林敬子氏は2020年6月に有限責任監査法人トーマツを退社し、同月にトーマツチャレンジド株式会社の代表取締役を退任する予定であります。また、同月にライフネット生命保険株式会社に就任する予定であります。
4. 秦喜秋及び縄田満児の両氏は、当社の社外役員の独立性判断基準及び証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしているため両氏を独立役員として届け出ており、両氏が原案どおり選任された場合は、引き続き独立役員として指定する予定であります。
- また、林敬子氏は当社の社外役員の独立性判断基準及び証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が原案どおり選任された場合は、独立役員として指定する予定であります。
5. 当社は、秦喜秋及び縄田満児の両氏と、損害賠償責任の限度額が500万円又は法令が定める額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しており、本総会において両氏が原案どおり選任された場合は、損害賠償責任の限度額を会社法第425条第1項に定める最低限度額とする内容の契約をあらためて締結する予定であります。
6. 当社は、町村忠芳、伊東竹虎及び林敬子の3氏と、本総会において3氏が原案どおり選任された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低限度額といたします。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任を願いたいと存じます。

本議案は、第4号議案が原案どおり承認可決された場合の秦喜秋、縄田満児及び林敬子の3氏の補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであり、監査等委員である取締役として就任した場合、その任期は前任者の残存期間とします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。



よしだ よしお
吉田 良夫

社外 独立

生年月日 1958年7月24日（満61歳）

所有する当社株式の数 なし

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1998.4 弁護士登録 山田宰法律事務所（現：あ・うん法律事務所） 入所
1999.4 鳥飼総合法律事務所 入所
2005.1 同所 パートナー
2006.3 公益財団法人就職支援財団 理事 現在に至る
2006.10 株式会社スヴェンソン 社外監査役
2011.12 マガシーク株式会社 社外監査役
2018.3 株式会社スヴェンソンホールディングス 社外監査役 現在に至る
2018.4 吉田総合法律事務所 創設代表弁護士 現在に至る

補欠の社外取締役候補者とした理由

弁護士として法務に精通しており、高い見識と豊富な経験を当社の監査に反映していただくべく、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と会社との間には特別の利害関係はございません。
2. 吉田良夫氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、同氏が取締役になされた場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低限度額といたします。
4. 同氏は、当社独立性判断基準及び証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、取締役に就任した場合は、独立役員として指定する予定であります。

第6号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、1991年6月27日開催の第127期定時株主総会において月額5,500万円以内（年額6億6,000万円以内）と承認をいただき現在に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることといたします。

その報酬額は、総額の基準を月額から年額に改め、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額6億2,400万円以内（うち社外取締役分年額3,000万円以内）とさせていただきたいと存じます。

なお、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

また、当該報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は9名（うち社外取締役2名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、同じく9名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案

監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の監査役の報酬額は、1986年6月27日開催の第122期定時株主総会において月額700万円以内と承認をいただき現在に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに監査等委員である取締役の報酬額を定めることといたします。

監査等委員である取締役は、従来監査役が担っていた監査業務に加え、取締役として取締役会の決議に参加し、更に取締役による業務執行の監督も担うなど職責が増すことから、それにふさわしい報酬水準といたしたく、年額1億2,000万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は5名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第8号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策更新の件

当社が2017年5月12日開催の当社取締役会において更新を決議し、同年6月28日開催の当社第153期事業年度に係る当社定時株主総会において株主のみなさまのご承認をいただきました当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「旧プラン」といいます。）は、本総会終結の時をもって有効期間が満了することとされております。

当社は、旧プランの有効期間の満了に先立ち、2020年5月13日開催の当社取締役会において、本定時株主総会において株主のみなさまのご承認をいただくことを条件に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、旧プランの内容を一部改定したうえ、更新すること（以下「本更新」といい、改定後のプランを「本プラン」といいます。）を決議しました。

つきましては、当社定款第40条に基づき、ご承認をお願いするものであります。

1. 提案の理由

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量取得であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の大量取得を行う者が、当社の企業価値の源泉を理解したうえで、それを中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになりません。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相応な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組み

(a) 当社の企業価値の源泉について

当社グループは、中核会社である明電舎が1897年（明治30年）に創業して以来、120年を超える長きに亘り、国内外の社会インフラや自動車など基幹産業向けの電気設備を開発・製造する重電メーカーとして、浄水場・下水処理場向け電気設備、自動車メーカー向け試験システム事業、保守サービス事業などに業容を拡大してまいりました。

当社グループは、「より豊かな未来をひらく」を企業使命とし、「お客様の安心と喜びのために」を提供価値とする企業理念のもと、企業活動を展開してまいりました。

当社グループの企業使命である「より豊かな未来の実現に貢献する」に向けて、時代を経て変わり行くお客様ニーズに対応し、高品質な製品・システム・サービスを提供することが、当社グループの提供価値であります。

当社グループの提供価値は、次の5つの源泉から生み出されており、これらを相互に連携させることにより、安定的な事業活動を展開しております。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">①創業以来培ってきた豊富な技術蓄積による技術開発力とものづくり力②高品質かつ豊富な製品ラインアップと品質保証体制③お客様ニーズに応じたシステムエンジニアリング力④充実した保守サービス体制⑤お客様や取引先、及び従業員との安定的かつ強固な信頼関係 |
|---|

- ①当社グループは、国内外の社会インフラや重要な産業分野に対して、高品質な製品・システム・サービスを提供できる技術開発力を築き上げております。当社グループは、創業以来培ってきた多種多様な事業分野における技術の蓄積によって、発変電技術、系統安定化制御技術、電力変換やモータ・インバータ等のパワーエレクトロニクス技術などの技術開発力を有しており、今後もその強化に向けて、持続的な研究開発や人財育成に取り組んでおります。
- ②当社グループの製品は、電力会社向け、浄水場・下水処理場向け、鉄道会社など公共交通向け、放送会社向けなど、公共性の高い国内外の社会インフラや自動車などの基幹産業に係るため、当社の製品・システム・サービスの品質に問題があれば、お客様の事業はもとより社会全体にまで大きな影響を及ぼすおそれがあります。当社グループは、品質・安全を常に最重視し、お客様の安心を実現するための高品質かつ豊富な製品・システム・サービスのラインアップと継続的な品質保証を提供しております。
- ③当社グループは、お客様の様々なニーズ・仕様に応じた最適な製品・システム・サービスを提案・提供する個別受注生産が中心の事業形態をとっております。また、PHEV・EV用モータ・インバータをはじめとする量産品についても、お客様のニーズ・仕様に基じた高い性能・品質を有する製品を安定的にお納めしております。このように、時代を経て変わり行くお客様のニーズ・仕様に对应した最適な製品・システム・サービスを提案・提供するシステムエンジニアリング力を有しております。
- ④当社グループは、お客様の製品・システムの安定稼働を支えるため、中長期に亘る充実した保守サービスをお客様に提供しております。保守サービスに加えて、お客様設備の維持管理・運転管理サービスまでを含むワンストップサービスを展開できる、充実した国内外サービス体制を有しております。
- ⑤当社グループが製品・システム・サービスを安定的に提供し続けるためには、株主のみならずはもとより、お客様や取引先、従業員との信頼関係の維持、強化を図ることが必要不可欠です。当社グループは、社会インフラを支える強い使命感のもと、コンプライアンス、安全・品質の重要性をグループ従業員に繰り返し徹底し、社内外との「つながり力」やお客様ニーズに迅速に応える「機動力」を活かして、継続的な取引関係及び安定的かつ強固な信頼関係の維持向上に日々取り組んでおります。

(b) 企業価値向上のための取組み

当社グループは、中期経営計画「中期経営計画2020」（2018～2020年度）の実行により、新たな成長への勢いを加速し、更なる企業価値の拡大を目指すことを基本方針としております。

<中期経営計画2020基本方針>

当社グループは、「中期経営計画2020」（2018～2020年度）において、更なる飛躍に向けた『力強いステップ』を踏むフェーズとして、『成長事業』『収益基盤事業』『新たな成長事業』の3つの事業領域で、設備・人財・研究開発・パートナーシップ強化などの投資や施策を実施しております。

これらの投資や施策により、事業を拡大させていくとともに、営業利益率やROE（自己資本利益率）、ROIC（投下資本利益率）等の財務指標の改善に取り組んでおります。

<中期経営計画2020重点施策>

① 成長事業

アジア新興国を中心に市場拡大が見込まれる海外変電事業や、車の電動化・デジタル化の進展が著しい自動車関連事業を『成長事業』と位置付け、積極的にリソースを投入し、事業規模拡大を目指しております。

海外電力事業では、ベトナムにおいて配電盤メーカーへ資本参画について契約締結し、米国において真空遮断器の製造子会社を設立しました。

EV事業では、名古屋、甲府にて2020年度の量産開始を目指して準備を進めており、中国では初の海外生産拠点を設立し、事業拡大に注力してまいります。

動力計測システム事業では、業務提携したFEV社のソフトウェアを組み込んだEV用モータ評価ベンチの運用により、お客様の開発スピードアップを支援しております。引き続き協業による事業強化及びEV事業との相乗効果を発揮してまいります。

② 収益基盤事業

国内の水処理・公共インフラ事業、電力・再生エネルギー事業、保守・サービス事業などを『収益基盤事業』と位置付け、ビジネスモデルの変革と生産性向上による収益力強化を図っております。

水処理事業、電力エネルギー事業では、人口減少や自治体の財政難による社会ニーズの多様化に対応するため、組織体制を強化し、インフラサービスの領域横断や広域化、脱炭素、BCPといった課題にこたえていくためのソリューション提案活動を推進してまいります。数多くの納入実績を活かし、かつ電力会社や自治体、異業種企業とのパートナーシップにより、保守・サービスも含めた新たなビジネスモデルの創出に注力してまいります。

電鉄システム事業では、架線検測装置を更に進化させ、架線周辺の構造物等の異常検知に独自の画像解析技術を適用し、AI技術を組み合わせることにより鉄道事業者の保守効率を改善してまいります。

③ 新たな成長事業

半導体関連事業など『新たな成長事業』において、新しい市場開拓や新製品開発を進めております。

ピュアオゾンを応用した常温成膜技術の事業化を目的として明電ナノプロセス・イノベーションを設立しました。子会社化することで、意思決定やグループ外との協業を迅速に行い、早期事業化を図ってまいります。

また、新規事業開発とオープンイノベーション推進をこれまで以上に強化、促進するために事業

開発部を再編しました。シリコンバレーをはじめ、国内外の異業種企業との連携によるシナジーを見出し、新規事業創出に努めてまいります。

④ 事業活動基盤のQuality向上

当社グループは、企業スローガン「Quality connecting the next」に込めた想いを実現してまいります。製品・システム・サービスの継続的な品質向上に加え、労働災害の撲滅やコーポレート・ガバナンス強化、温室効果ガス排出量削減、更に従業員の働き方改革など事業活動基盤のQuality向上に積極的に取り組んでおります。

【安全衛生】

労働安全衛生マネジメントシステムの国際規格である「ISO45001」の拡大認証や、過去の労働災害・事故の実例を展示した「安全伝承館」による風化防止の社内教育、従業員の危険感受性を向上させる「安全体感教育」の強化などを実施し、安全管理体制の構築及び従業員の安全意識向上に更に注力してまいります。また、「明電グループ 健康経営宣言」に基づき、従業員の健康向上のためメンタル・ヘルスに関する教育、チェック体制の強化、たばこによる健康被害防止のための施策等を推進してまいります。

【品質】

リスクマップを活用した適切なデザイン・レビューの実施、購入品の品質管理基準の整備、品質データに基づいた変化点管理の強化、製品検査工程における自動化設備の導入等、仕様決めから、開発、設計、調達、製造、試験、出荷、運用の全ての工程における品質向上のための施策を展開しております。グループ全体での不良撲滅を目指し、過去の不具合事象及び対策を全社で共有し、海外製造拠点を含めた人材育成を図ってまいります。

【コーポレート・ガバナンス】

任意の指名・報酬委員会の設置や、経営課題や戦略をテーマとした意見交換会の実施等による取締役会の実効性向上のための活動に加え、第156期定時株主総会での承認を前提に監査等委員会設置会社へ移行します。社外取締役の割合増加等による取締役会の議論の充実化や監督機能強化及び内部統制の充実により、適切かつ透明性のある情報開示と中長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

【環境】

「第一次明電環境ビジョン」を掲げ、2030年度までに事業活動に伴う温室効果ガス排出量を30%削減（2017年度比）することを目指しております。この取組みの一環として、当社グループ内の風力発電所の発電電力を自社の総合研究所及び大崎会館の使用電力に充て、そこでの電力消費に伴うCO2排出量をゼロとしました。今後も省エネ機器の積極的導入、業務の合理化の推進に努めてまいります。また、長期的には再生可能エネルギーへの転換を進めるとともに、温室効果ガスの代替を図り、持続可能な社会の実現に向けて生産・事業活動及び製品・サービスの提供により、より豊かな未来の創造に貢献してまいります。

【働き方改革】

実行計画「スマートワーク2020」に基づき、RPA活用等による業務改革やテレワークの促進をはじめ、残業時間削減や有給休暇取得推進を制度化して取り組んでおります。また、ダイバーシティの実現に向けた育児・介護支援等の各種施策の展開など柔軟な働き方を推進しており、経験豊富なシニア層の活躍を目的とした65歳定年制を導入し、社会インフラを支える技術伝承の強化とシニア層のモチベーションアップを図ってまいります。

当社は、以上のような諸施策を実行し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上を図っていく所存であります。

(3) 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものであり、上記(1)に記載した基本方針に沿うものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量取得を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する当社株式の大量取得を抑止するために、当社株式に対する大量取得が行われる際に、当社取締役会が株主のみなさまに代替案を提案すること、あるいは株主のみなさまがかかる大量取得に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主のみなさまのために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

2. 提案の内容

(1) 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買取しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求め等、上記目的を実現するために必要な手続を定めております。また、買収者等は、本プランに係る手続が開始された場合には、当社株主総会又は取締役会において本プランの発動をしない旨の決議がなされるまでの間、買収を実行してはならないものとされております。

買収者が本プランにおいて定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量取得が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権(下記(2)「本プランの発動に係る手続」(a)に定義されます。以下同じとします。)の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者等以外の株主のみなさまに当社株式が交付された場合には、買収者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。当社は、本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の当社取締役会の判断につきましては、取締役の恣意的判断を排するため、独立性を有する当社社外取締役、弁護士・会計士等の専門家、社外有識者から構成される独立委員会の客観的な判断を経ることとしております。

また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、株主のみなさまの意思を確認することがあります。

更に、こうした手続の過程につきましては、株主のみなさまへの情報開示を通じてその透明性を確保することとしております。

(2) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①若しくは②に該当する行為又はこれらに類似する行為(これらの提案(注1)を含みます。)(当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除くものとし、以下「買付等」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等(注2)について、保有者(注3)の株券等保有割合(注4)が20%以上となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等(注5)について、公開買付け(注6)を行う者の株券等所有割合(注7)及びその特別関係者(注8)の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」において述べるものとし、以下これを「本新株予約権」といいます。）の無償割当ての不実施に関する決議を行い、又は当社株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に係る議案が否決されるまでの間、買付等を実行してはならないものとし、

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む法的拘束力のある書面（買付者等の代表者による署名又は記名押印のなされたものとし、また、条件又は留保等は付されてはならないものとし、）及び当該署名又は記名押印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書その他買付者等が当社又は独立委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限るものとし、

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等には、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社取締役会に対して提出していただきます。当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（独立委員会の委員の選任基準、決議事項、決議要件等につきましては、別紙1「独立委員会規則の概要」、本更新時の独立委員会の委員の略歴等につきましては、別紙2「独立委員会委員略歴」に記載のとおりです。）に送付します。当社取締役会及び独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定め、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を当社取締役会及び独立委員会双方に追加的に提供していただきます。

記

- ①買付者等及びそのグループ（共同保有者(注9)、特別関係者及び買付者等を被支配法人等(注10)とする者の特別関係者）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無及び内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。）(注11)
- ②買付等の目的、方法及び内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）
- ③買付等の価額及びその算定根拠の詳細
- ④買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意の内容、並びに、買付者等による当社の株券等の過去における取得に関する情報
- ⑤買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑥買付等に関する第三者との間における意思連絡の有無及びその内容

- ⑦買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑧買付等の後における当社の株主（買付者等を除きます。）、当社グループの従業員、取引先、お客様その他の当社グループに係る利害関係者等に対する対応方針
- ⑨当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑩反社会的勢力との関係に関する情報
- ⑪その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び当社取締役会又は独立委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、独立委員会検討期間（下記②「独立委員会による検討等」に定義されます。）の範囲内で独立委員会が適宜設定する回答期限までの間（以下「取締役会検討期間」といいます。）、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するように要求することができます。

② 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等からの情報等（追加的に提供を要求したものも含まれます。）の提供がなされたことと認めた場合、かかる情報等のすべてを受領した日から原則として90日が経過するまでの間（以下「独立委員会検討期間」といいます。）、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います。

独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ることができるものとします。

また、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うことができるものとします。買付者等は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報の提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

なお、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案（もしあれば）の検討・買付者等との交渉等に必要とされる合理的な範囲内（ただし、原則として30日を超えないものとします。）で、独立委員会検討期間を延長することができるものとします。

(e) 独立委員会の勧告等

独立委員会は、上記の 절차를踏まえ、買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由（以下「発動事由」と総称します。）に該当すると判断した場合には、引き続き買付者等より情報提供を受け、又は買付者等との間で協議・交渉等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当ての実施に際して予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- (i) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
- (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により発動事由が存しなくなった場合

他方、独立委員会は、買付等について、発動事由に該当しないと判断した場合は、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行わないものとします。ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告を行わない場合であっても、後日、当該判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

上記のほか、独立委員会は、買付等について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがある場合、その理由を付して、株主総会を開催し買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うこと等を勧告することもできるものとします。

(f) 株主意思確認総会の招集

当社取締役会は、(I) 本新株予約権の無償割当ての実施をする場合であって、株主総会の開催に要する期間等を勘案したうえで開催することが適切である場合、又は(II) 独立委員会が、上記(e)に従い、本新株予約権の無償割当ての実施に際して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、若しくは買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うことを勧告した場合には、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、株主のみなさまの意思を確認することとします。

(g) 取締役会の決議

当社取締役会は、上記(f)に基づき株主意思確認総会が開催された場合には、当該株主意思確認総会の決議に従い取締役会決議を行うものとします。他方、独立委員会から上記(e)に従って勧告を受けた場合であって、株主意思確認総会が開催されない場合には、当該勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規程・規則等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実、並びに独立委員会検討期間の延長が行われた事実、その期間及び理由を含みます。）、独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認総会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランを発動して本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)のとおり、下記の要件の該当性につきましては、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることとなります。

記

発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要なとされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その2

以下の要件のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

- (a) 以下に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
- ①株券等を買収し、その株券等について当社又は当社の関係者に対して高値で買取りを要求する行為
 - ②当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）を含む、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等その他当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を侵害する重大なおそれがあると認められる買付等である場合
- (c) 買付等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）が当社の企業価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合

（4）本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

- (a) 本新株予約権の数
本新株予約権の無償割当てに関する株主総会決議又は取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。
- (b) 割当対象株主
割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。
- (c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日
本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。
- (d) 本新株予約権の目的である株式の数
本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。
- (e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」につきましては、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

- (f) 本新株予約権の行使期間
本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1か月間から6か月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。
- (g) 本新株予約権の行使条件
(Ⅰ)特定大量保有者(注12)、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大量買付者(注13)、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、(Ⅵ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者(注14)（以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、一定の例外事由(注15)が存する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。
また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（ただし、非居住者の保有する本新株予約権も適用法令に従うことを条件として、下記(i)②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。更に、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。
- (h) 本新株予約権の譲渡
本新株予約権の譲渡による取得につきましては、当社取締役会の承認を要します。
- (i) 当社による本新株予約権の取得
①当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、本新株予約権無償割当て決議で定めるところに従い、本新株予約権すべてを無償で取得することができるものとします。
②当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち、当該取締役会が定める日の前日までに未行使のものすべてを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。
また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものすべてを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。
- (j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付
本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。
- (k) 新株予約権証券の発行
本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。
- (l) その他
上記に定めるほか、本新株予約権の内容につきましては、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。ただし、その有効期間の満了前であっても当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程・規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等本定時株主総会の決議による委任の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項につき、必要に応じて情報開示を速やかに行います。

(6) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、2020年5月13日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができます。

3. 株主及び投資家のみなさまへの影響

(1) 本更新にあたって株主及び投資家のみなさまに与える影響

本更新にあたっては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家のみなさまに直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家のみなさまに与える影響

(a) 本新株予約権の無償割当ての手続

当社株主総会又は当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当対象株主のみなさまに対し、その有する当社株式1株につき1個の本新株予約権が無償で割り当てられます。なお、割当対象株主のみなさまは、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記2.(2)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日の前日までにおいては本新株予約権すべてについてこれを無償で取得する場合があります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家のみなさまは、株価の変動により相応の損害を受ける可能性があります。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主のみなさまに対し、原則として、本新株予約権の行使に際してご提出いただく書類（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日、当社株式の割当対象株主のみなさまの口座への振替に必要な情報等の必要事項、並びに株主のみなさまご自身が本新株予約権の行

使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。) その他の書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主のみなさまにおいては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出したうえ、原則として、本新株予約権1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を所定の方法により払い込むことにより、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式が発行されることとなります。なお、非適格者による本新株予約権の行使に関しては、上記2.(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(g)の趣旨に従って、別途当社が定めるところに従うものとします。

仮に、株主のみなさまが、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主のみなさまによる本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することとなります。

ただし、当社は、下記(c)に記載するところに従って非適格者以外の株主のみなさまから本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主のみなさまは、原則として、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

(c) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の株主のみなさまから本新株予約権を取得し、これと引換えに、原則として当社株式を交付することがあります。この場合、かかる株主のみなさまは、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することとなります。

ただし、この場合、かかる株主のみなさまには、別途、当社株式の割当対象株主のみなさまの口座への振替に必要な情報をご提供いただくほか、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主のみなさまに対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

4. 本プランの合理性

(1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上

本プランは、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主のみなさまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案(もしあれば)を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主のみなさまのために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

(2) 買収防衛策に関する指針の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則)を充足しております。

(3) 株主意思の重視

本更新は、本総会において、株主のみなさまのご承認が得られることを条件として行われます。

また、当社取締役会は、基本的に、本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主のみなさまの意思を確認することとしております。

更に、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、当該決議に従い、本プランは廃止されることになります。その意味で、本プランの消長には、株主のみなさまのご意向が反映されることとなっております。

(4) 独立性を有する社外者等の判断の重視及び第三者専門家等の意見の取得

本プランの発動等に際しては、独立性を有する当社社外取締役、弁護士・会計士等の専門家、社外有識者から構成される独立委員会による勧告を必ず経ることとされております。

また、独立委員会は、当社の費用で、専門家等の助言を受けることができるものとされており、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(5) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記2.(2)「本プランの発動に係る手続」(e)及び上記2.(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(6) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者の指名に基づき当社の株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上

(注1) 「提案」とは、第三者に対する勧誘行為を含みます。

(注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。

(注3) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます）。本議案において同じとします。

(注4) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。

(注5) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

(注6) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。

(注7) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。

(注8) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます）。ただし、同項第1号に掲げる者につきましては、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。

(注9) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます）。本議案において同じとします。

(注10) 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。

(注11) 買付者等がファンドの場合は、各組員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。

(注12) 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本議案において同じとします。

(注13) 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本議案において同じとします。

(注14) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と実質的に協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

(注15) 具体的には、(x)買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止若しくは撤回し、又は爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が、当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者等の株券等保有割合（ただし、株券等保有割合の計算にあたっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。）として当社取締役会が認めた割合（以下「非適格者株券等保有割合」といいます。）が、20%を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該20%を下回る割合の範囲内で行使することができることなどが例外事由として定められることが予定されております。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細につきましては、別途本新株予約権無償割当て決議又は当社取締役会において定めるものとします。

独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、独立性のある (i)当社社外取締役、(ii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務若しくは当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならない。また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社の社外取締役であった独立委員会委員が、取締役でなくなった場合（ただし、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告することができる。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決議を速やかに行う（ただし、株主意思確認総会を開催する場合には、当該株主意思確認総会の決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点から判断を行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施
 - ② 買付者等の買付等に関する株主意思の確認
 - ③ 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
 - ④ 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ⑤ 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ⑥ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ⑦ 買付者等との間の協議・交渉
 - ⑧ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ⑨ 独立委員会検討期間の延長の決定
 - ⑩ 株主意思確認総会招集の要否及びその目的の決定
 - ⑪ 本プランの修正又は変更に係る承認
 - ⑫ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑬ 当社取締役会が別途独立委員会に諮問し、又は別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社又は当社グループ会社の取締役、監査役、執行役員、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・独立委員会は、当社の費用で、専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- ・各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の過半数が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。）し、その過半数をもってこれを行う。



独立委員会委員略歴

本プラン更新当初の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

秦 喜秋 (しん よしあき)

【略歴】

1945年11月生

2008年4月 三井住友海上グループホールディングス株式会社 取締役会長

2010年4月 三井住友海上火災保険株式会社 取締役

2010年4月 MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社 顧問

2011年4月 三井住友海上火災保険株式会社 常任顧問

2012年6月 当社 社外監査役 現在に至る

2012年6月 株式会社だいこう証券ビジネス 取締役

2014年4月 三井住友海上火災保険株式会社 シニアアドバイザー 現在に至る

同氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

林 敬子 (はやし けいこ)

【略歴】

1960年8月生

1986年4月 東京国税局 入局

1990年10月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所

1994年3月 公認会計士登録

2006年7月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) パートナー 現在に至る

2013年7月 日本公認会計士協会 理事

2013年10月 デロイトトーマツグループ ダイバーシティ推進責任者

2016年7月 日本公認会計士協会 常務理事 現在に至る

2018年11月 トーマツチャレンジド株式会社 代表取締役 現在に至る

2019年1月 防衛装備庁防衛調達審議会 委員 現在に至る

2019年6月 デロイトトーマツグループ D & I コミッティアドバイザー 現在に至る

2019年8月 日本公認会計士協会監査業務審査会 委員長

2019年10月 同協会監査・規律審査会 審査会長 現在に至る

同氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

野本 昌城 (のもと まさき)

【略歴】

1951年10月生

1984年4月 東京地方検察庁 検事

2002年4月 法務省大臣官房 租税訟務課長

2004年4月 東京地方検察庁刑事部 副部長

2005年4月 仙台地方検察庁 公判部長

2006年4月 東京地方検察庁公安部 副部長

2007年4月 公安調査庁 総務課長

2010年4月 東京高等検察庁公安部 高検検事

2010年9月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 現在に至る

同氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

以上

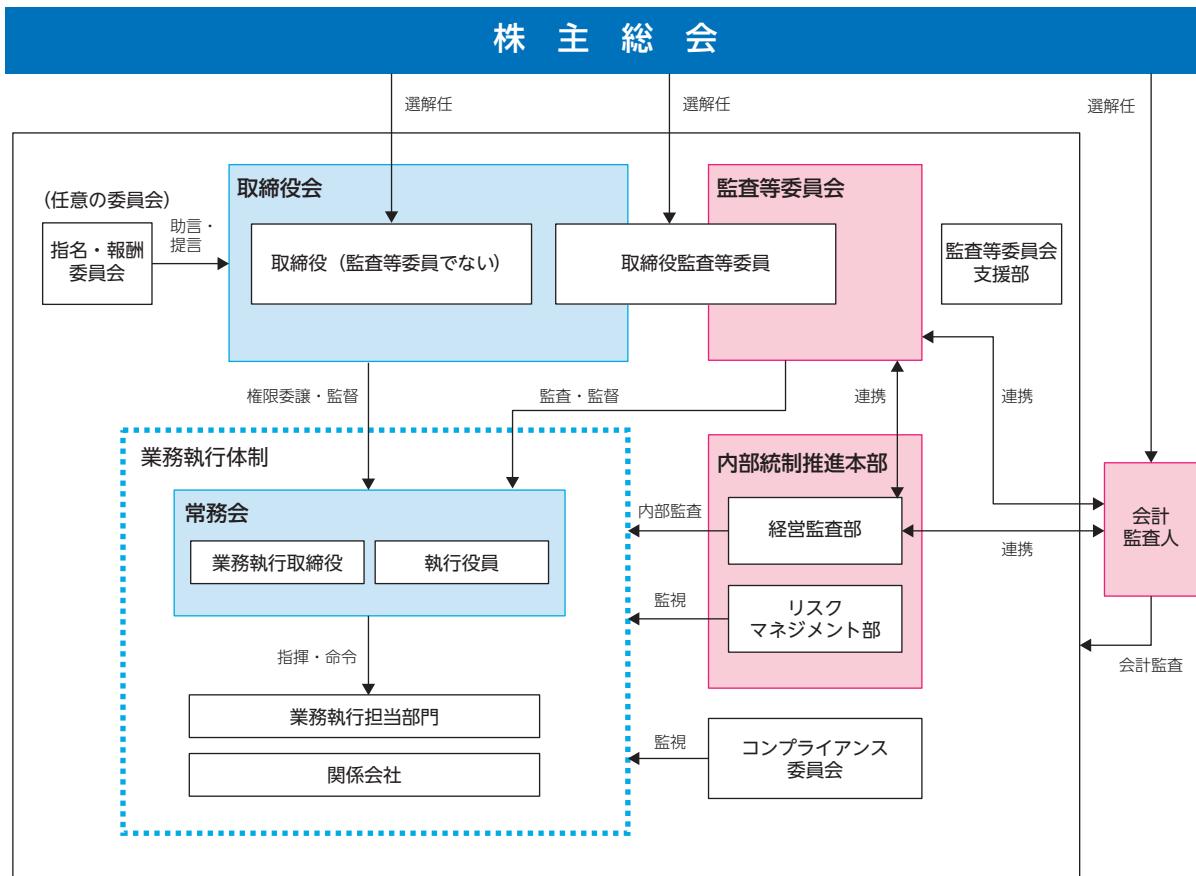
【ご参考】 社外役員の独立性判断基準

株式会社明電舎（以下、「当社」という）は、社外役員が以下の項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断します。

1. 当社及び当社の関係会社（以下、総称して「当社グループ」という）の業務執行取締役、執行役員、その他これに準じる者及び使用人（以下、「業務執行者」という）又は過去において当社グループの業務執行者であった者
2. 過去3事業年度のいずれかにおいて、当社グループとの取引額が当社又は相手方の連結売上高の2%を超える会社の業務執行者
3. 過去3事業年度末のいずれかにおいて、当社グループの連結総資産の2%を超える貸付を当社グループに行っている金融機関の業務執行者
4. 過去3事業年度のいずれかにおいて、当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
5. 過去3事業年度のいずれかにおいて、当社グループから役員報酬以外に年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者、又はその者が法人等の団体である場合は、当社グループから得ている財産上の利益が連結売上高の2%を超える法人等の団体の業務執行者
6. 過去3事業年度末のいずれかにおいて、当社グループから年間1,000万円を超える寄付を受けている者、又はその者が法人等の団体である場合は、当社グループから得ている財産上の利益が年間総収入の2%を超える法人等の団体の業務執行者
7. 過去3事業年度末のいずれかにおいて、当社グループが総議決権の10%以上の議決権を保有している者、又はその者が法人等の団体である場合はその業務執行者
8. 過去3事業年度末のいずれかにおいて、当社の総議決権の10%以上の議決権を保有している者、又はその者が法人等の団体である場合はその業務執行者
9. 当社グループの業務執行者を社外役員として受け入れている会社の業務執行者又は常勤監査役
10. 前各号のいずれかに該当する者の配偶者又は二親等以内の親族のうち、部長格以上の業務執行者、その他これに準じる使用人等重要な者

以上

【ご参考】 監査等委員会設置会社移行後のガバナンス体制図



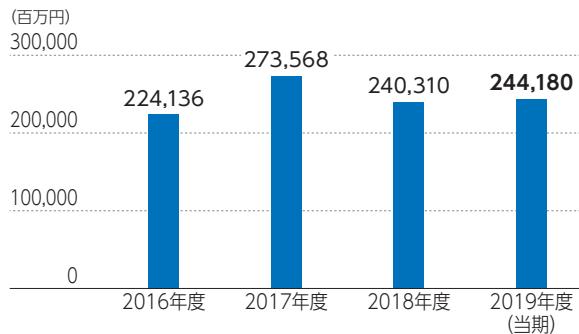
1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 財産及び損益の状況の推移

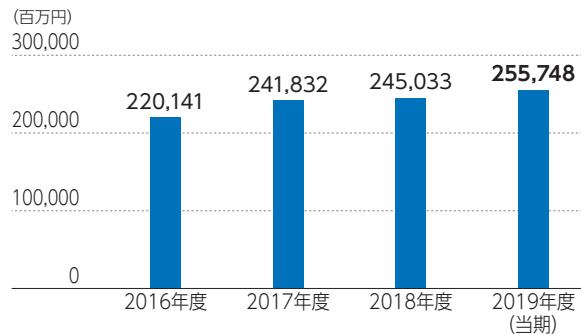
		2016年度 第153期	2017年度 第154期	2018年度 第155期	2019年度 第156期(当期)
受注高	(百万円)	224,136	273,568	240,310	244,180
売上高	(百万円)	220,141	241,832	245,033	255,748
営業利益	(百万円)	8,849	11,381	10,336	12,725
経常利益	(百万円)	8,209	9,992	10,128	11,481
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	5,743	7,056	7,653	8,208
1株当たり当期純利益	(円)	126.56	155.52	168.68	180.91
総資産	(百万円)	247,646	264,457	265,586	270,410
純資産	(百万円)	74,312	81,229	84,497	90,117

(注) 当社は、2018年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。これに伴い、第153期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

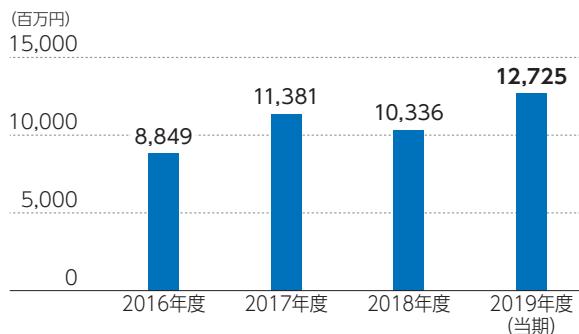
受注高



売上高



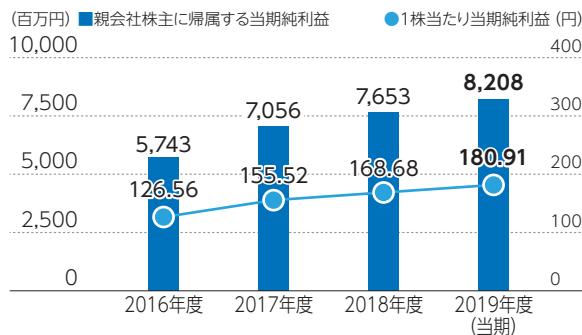
営業利益



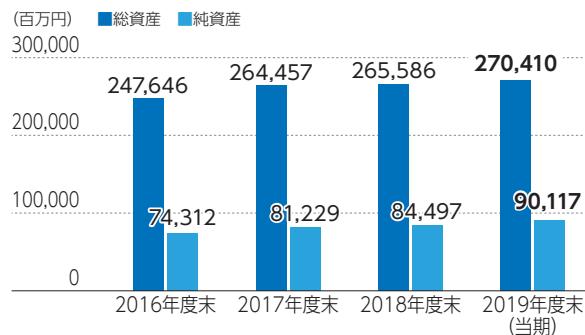
経常利益



親会社株主に帰属する当期純利益 / 1株当たり当期純利益



総資産 / 純資産



(2) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、消費税率引上げなどで勢いが弱まったものの、個人消費を中心に全体としては緩やかな回復基調でした。一方、世界経済は、米中貿易摩擦等の影響で減速傾向にありました。更に、年度末より発生し感染が拡大している新型コロナウイルスの影響により、世界の経済活動が停滞し、国内外ともに先行きが見通せない厳しい状況にあります。

このような中、当社グループは「成長事業」、「収益基盤事業」、「新たな成長事業」の3つの事業領域において戦略的な投資を推し進めることで、「中期経営計画2020」の施策を着実に進めてまいりました。

当期の連結業績への新型コロナウイルスの影響は比較的軽微に留まり、その結果、営業利益は過去最高となり、営業利益率5%を達成しました。当社グループの連結業績は、売上高が前期比4.4%増の2,557億4千8百万円となりました。

損益につきましては、営業利益は前期比23.1%増の127億2千5百万円、経常利益は前期比13.4%増の114億8千1百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比7.2%増の82億8百万円となりました。

各事業分野別の状況は次のとおりであります。なお、売上高につきましては、セグメント間の取引を含んでおります。

■ 当期の連結業績

受注高

2,441億80百万円
(前期比1.6%増)

売上高

2,557億48百万円
(前期比4.4%増)

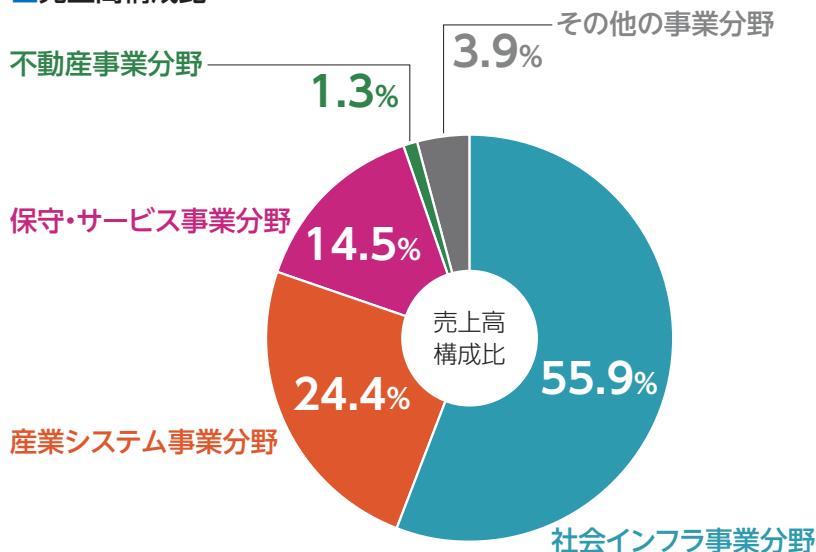
営業利益

127億25百万円
(前期比23.1%増)

親会社株主に帰属する当期純利益

82億8百万円
(前期比7.2%増)

■ 売上高構成比



(注) 売上高比率は外部顧客に対する売上高から算出しており、セグメント間の取引を含んでおりません。

事業分野別の状況



主要な事業内容

【システム、サービス】

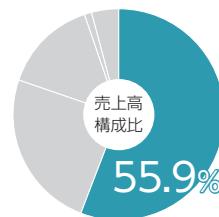
変電・配電システム、発電システム、エネルギーシステム、電鉄システム、水インフラシステム、上下水道維持管理サービス

【製品】

発電機、縮小形変電設備、変圧器、遮断器・開閉装置（スイッチギヤ）、避雷器（アレスタ）、電力変換装置、継電装置、水質計測器、セラミック平膜

社会インフラ事業分野

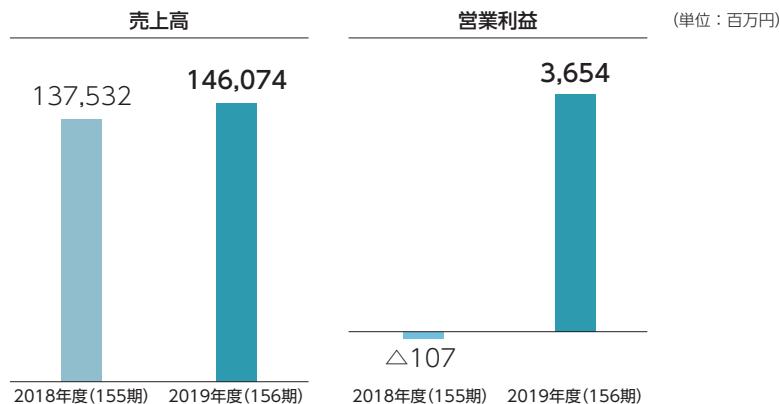
売上高は前期比6.2%増の1,460億7千4百万円、営業利益は37億6千1百万円増加の36億5千4百万円となりました。



電力・エネルギー事業と水インフラシステム事業は、前年度からの工期延期案件の売上計上等に加え、原価改善による利益率向上を図り、前期比で増収増益となりました。

社会システム事業は、内需が堅調に推移したことに加え、前年度に海外民需案件で発生した原価悪化の解消等により、前期比で増収増益となりました。

電鉄システム事業は、国内外大型案件減少の影響により、前期比で減収となりました。





主要な事業内容

【システム、サービス】

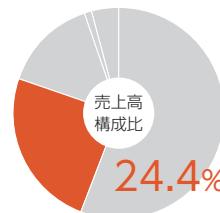
産業用コンピュータ・ネットワークシステム、電動応用システム、動力計測システム、EV駆動システム

【製品】

産業用コントローラ、ネットワーク機器、真空コンデンサ、パルス電源、モータ、インバータ、自動車分野向け試験装置（ダイナモメータ）、無人搬送車

産業システム事業分野

売上高は前期比1.2%増の658億8千5百万円、営業利益は23億5千万円減少の32億7千2百万円となりました。

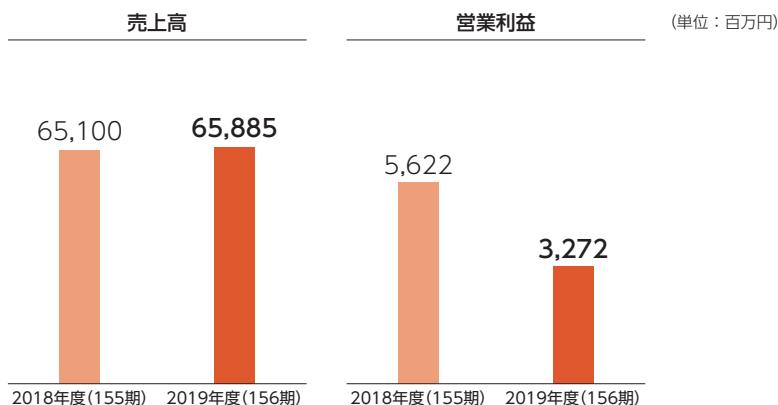


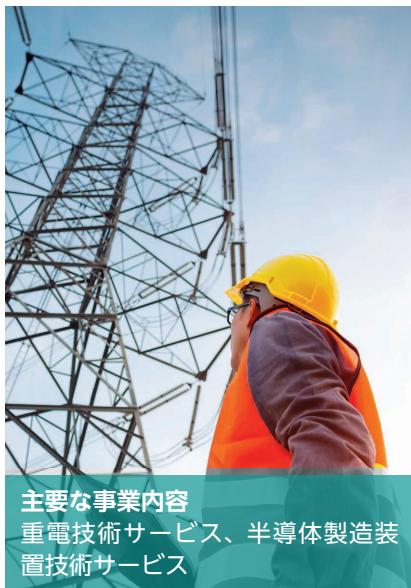
EV事業は、PHEV・EV用モータ・インバータの堅調な売上や沼津インバータ工場の新ライン稼働等により前期比で増収となりましたが、新設備における量産開始に向けた先行費用の発生等により、前期比で減益となりました。

電動事業は、射出成形機向けの需要減速等により、減収減益となりました。

電子機器事業は、前期比では減収減益となりましたが、半導体市場は調整局面からの回復傾向にあります。

動力計測システム事業は、自動車業界全体の落込み影響を受けたものの、生産性向上により、前期比で減収増益となりました。



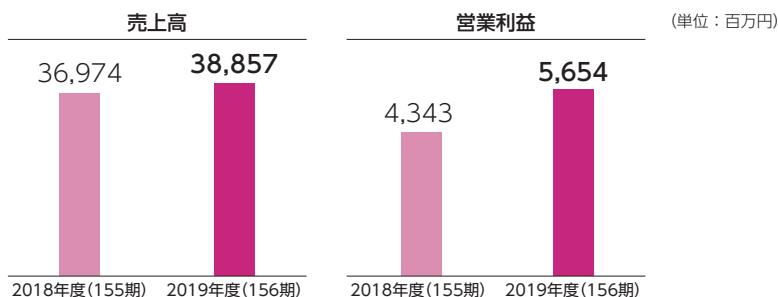
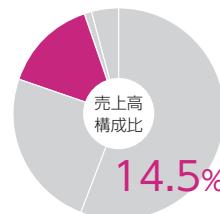


主要な事業内容
重電技術サービス、半導体製造装置技術サービス

保守・サービス事業分野

B C Pや省エネ対応、設備延命化需要の高まりを背景に、電気設備の保守・点検・維持・運転管理までを一括して請け負うワンストップサービスが堅調に推移し、また、AR・VRなどを取り入

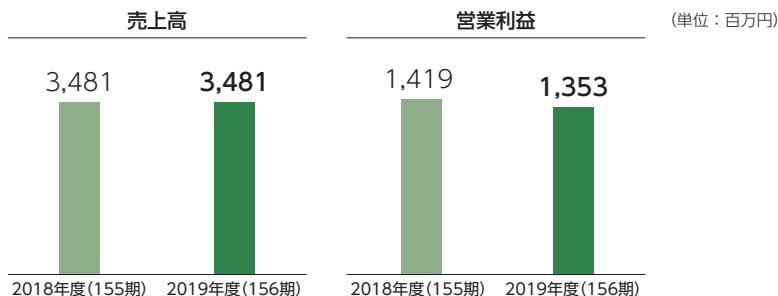
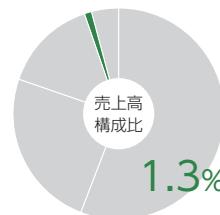
れた人財の即戦力強化に取り組んだ結果、売上高は前期比5.1%増の388億5千7百万円、営業利益は13億1千1百万円増加の56億5千4百万円となりました。



主要な事業内容
ThinkPark Towerを中心とした保有不動産の賃貸事業

不動産事業分野

業務・商業ビルThinkPark Tower（東京都品川区大崎）を中心とする保有不動産の賃貸事業を行っており、売上高は前期同水準の34億8千1百万円、営業利益は6千6百万円減少の13億5千3百万円となりました。



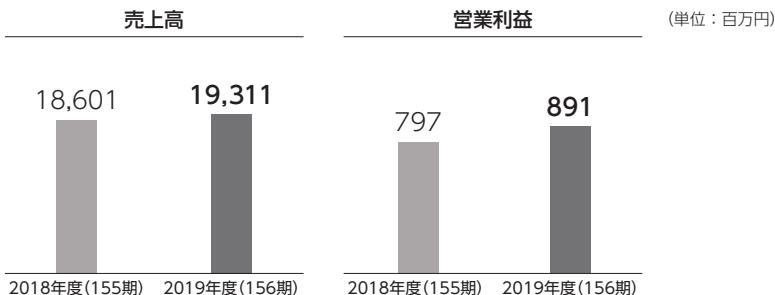
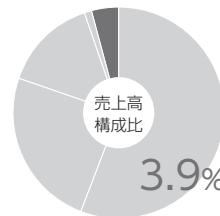


主要な事業内容

事業分野を問わない販売、従業員の福利厚生サービス、化成製品の製造・販売等

その他の事業分野

電気化学計測機器や電気絶縁材料の製造・販売、従業員の福利厚生サービス、物品販売など、報告セグメントに含まれない事業につきましては、売上高は前期比3.8%増の193億1千1百万円、営業利益は9千3百万円増加の8億9千1百万円となりました。



(3) 研究開発の状況

「中期経営計画2020」の2年目として、世の中の社会課題を解決すべく、引き続き環境問題への対応、車の電動化及びIoT・AI等デジタル技術の発展に対応した新製品・新システムの創出に注力しました。また、競争力の高い製品・システムを創出するため、パワエレ、材料、解析など基盤技術の強化に取り組むと同時に、将来の事業の柱となる新製品・新技術の確立に注力しました。

環境問題への対応

電力系統設備で重要な機器である真空遮断器において、145kVエコタンク形真空遮断器の開発を完了しました。温暖化係数の高いSF6ガスを使用しない世界初の製品であり、環境にやさしい真空遮断器の需要が高まる北米を中心に、新たに拠点（明電アメリカススイッチギヤ）を設けて2020年4月より販売を開始しました。また、送風機や圧縮機などの高速回転化ニーズに応える大出力（1MW級）のPMモータと駆動用インバータを製品化しました。モータを毎分1万回転以上で運転することにより増速機を不要とし、モータの小型化・省電力化を実現し、環境負荷低減に貢献します。

車の電動化への対応

EV事業では、EV駆動システムの更なる小型化・軽量化を目指し、機電一体型（モータ・インバータ）に加え、ギヤも一体とした「MEIDEN e-Axle（イーアクスル）」を開発しました。本製品は、小型化・軽量化及び高出力化を実現しており、出力密度を約60%向上（当社従来比）させております。また、構成部品を最適配置し、高さ方向の厚みを抑え薄型化することにより、車両の低重心化による操縦安定性や車室空間の改善に寄与します。

更にEV用モータの評価システムについても機能向上に取り組みました。車両走行状態での燃費・電費などの評価が可能となり、お客様の開発スピード向上に貢献します。

IoT・AI等デジタル技術の強化

水インフラシステムでのIoTサービスを拡大すべく、下水道管路の水位や地上に溢れた水位情報をIoT技術により可視化し、避難発令などの判断に活用し、市民へ情報提供する試みを進めております。

また、人手作業・熟練作業の自動化・省力化など社会課題への対応として、可搬質量14kgの小型協働ロボットを搭載した無人搬送車「RocoMo-V（ロコモブイ）」を製品化しました。デジタル技術により、自己位置を推定して走行可能となり、レイアウト変更にも柔軟に対応できます。

新規事業への取組み

当社独自のピュアオゾン技術を応用したALD(Atomic Layer Deposition)/OER(Ozone-Ethylene Radical generation technology)技術を確立し、その成膜装置の開発を完了しました。様々な基材の上に常温で酸化膜を形成可能で、半導体やディスプレイなど幅広い分野への応用が期待できます。

また、X線検査装置用の冷陰極X線管の開発も行い、当社が保有する真空技術を活かした新しい市場の開拓を推進します。

■ 全社共通基盤技術

パワエレ技術の高度化として、高パワー密度 S i C インバータ・モータの小型化・高効率化及び軽量化などに注力しました。また、酸化亜鉛素子の高性能化や、電力機器の絶縁に適用する環境に配慮したエポキシ樹脂の信頼性設計など材料技術の獲得に努めました。更なる製品競争力向上を目指し、流体シミュレーションを活用した水力発電用水車の効率化など解析技術の強化を行っております。

これらを中心に研究開発活動を推進し、研究開発費用の総額は104億6千7百万円となりました。

(4) 設備投資の状況

中期経営計画2020の方針に沿った設備投資を実行しております。

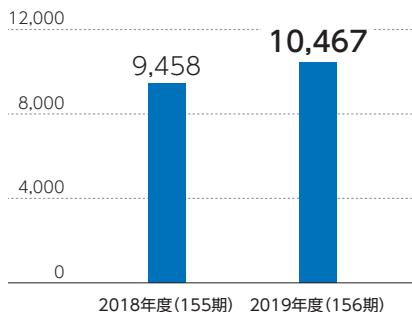
E V事業では、沼津、名古屋、甲府の国内3事業所にE V用部品量産設備の増強を行いました。名古屋事業所では更なる生産能力増強のため追加の設備投資も決定しました。更に、中国市場向けに海外では初となる現地E V事業の生産子会社を設立し、工場を建設中です。

情報処理関連では、生産工程の進捗状況の見える化等によりプロセスの最適化を図る生産管理システムやR P A（業務自動化システム）の導入等を引き続き進めました。

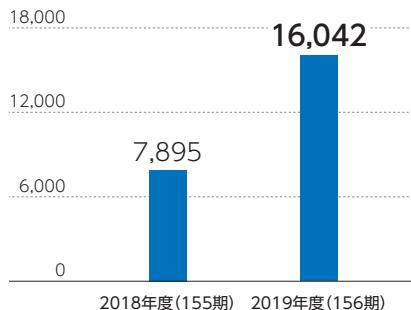
また、安全や環境、B C P等の事業活動基盤に関連して、新安全体感車の導入や安全体感V Rコンテンツの拡充、照明のL E D化、緊急時用発電機などの設備投資を行いました。

これらにより当年度の投資総額は、前年比81億4千6百万円増加の160億4千2百万円となりました。過去最大規模の設備投資を行う中で減価償却費や資金需要も増加しますが、着実に投資効果を出すことで、事業規模の拡大やR O I C（投下資本利益率）等の財務指標の改善を目指してまいります。

■ 研究開発費の推移 (単位:百万円)



■ 設備投資総額の推移 (単位:百万円)



(5) 対処すべき課題

① 中期経営計画2020

■ 基本方針

当社グループは、「中期経営計画2020」（2018～2020年度）において、更なる飛躍に向けた『力強いステップ』を踏むフェーズとして、『成長事業』『収益基盤事業』『新たな成長事業』の3つの事業領域で、設備・人財・研究開発・パートナーシップ強化などの投資や施策を推進しております。

これらの投資や施策により、事業を拡大させていくとともに、営業利益率やROE（自己資本利益率）、ROIC（投下資本利益率）等の財務指標の改善に取り組んでまいります。

ビジョン
ありたい姿

社会インフラの未来と
産業の進化を支え、
持続的に成長・発展する
重電メーカー

JUMP

次期以降
(2021～2024)

『質の高い』成長の実現

2020年度

Powerful
STEP

中期経営計画2020
(2018～2020)

大きな成長に向けた
設備や人財への投資

- ▶ 「力強いステップ」
 - 「成長に向けた投資」と
「着実な業績拡大」の両立

2017年度

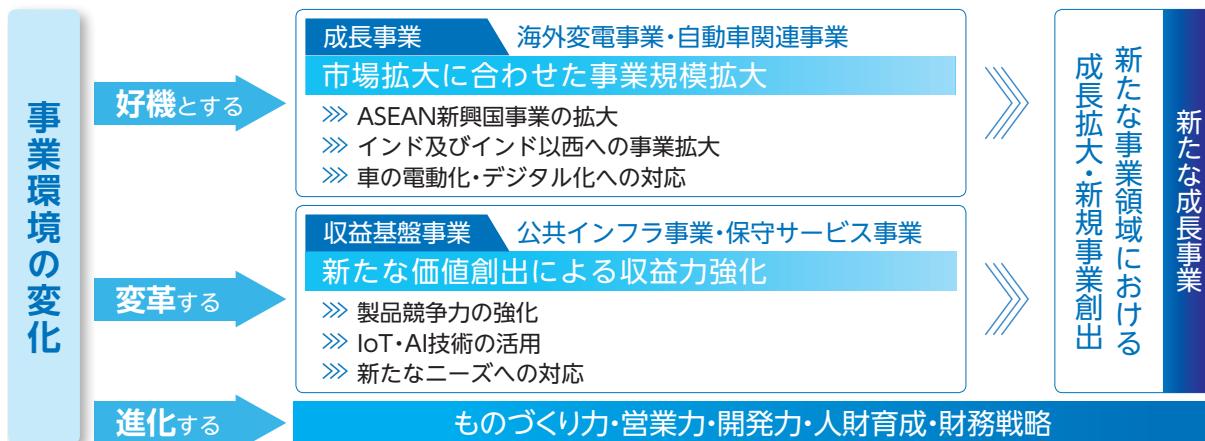
HOP

V120
(2015～2017)

- ▶ 製品競争力の強化
- ▶ 収益力向上
- ▶ 成長領域の明確化

- ▶ 事業規模拡大
- ▶ 「質の高い」成長
 - 均衡のとれた事業構成
 - 利益率向上

②重点施策



i) 成長事業

アジア新興国を中心に市場拡大が見込まれる海外変電事業や、車の電動化・デジタル化の進展が著しい自動車関連事業を『成長事業』と位置付け、積極的にリソースを投入し、事業規模拡大を目指しております。



甲府明電舎 EV新工場

海外電力事業では、ベトナムにおいて配電盤メーカーへの資本参画について契約締結し、米国において真空遮断器の製造子会社を設立しました。

EV事業では、名古屋、甲府にて2020年度の量産開始を目指して準備を進めており、中国では初の海外生産拠点を設立し、事業拡大に注力してまいります。

動力計測システム事業では、業務提携したFEV社のソフトウェアを組み込んだEV用モータ評価ベンチの運用により、お客様の開発スピードアップを支援しております。引き続き協業による事業強化及びEV事業との相乗効果を発揮してまいります。

ii) 収益基盤事業

国内の水処理・公共インフラ事業、電力・再生エネルギー事業、保守・サービス事業などを『収益基盤事業』と位置付け、人口減少、自治体財政難に伴う設備延命化や省エネルギー化、インフラサービスの広域化、官民連携などが進む中で、ビジネスモデルの変革と生産性向上による収益力強化を図っております。

水処理事業、電力エネルギー事業では、人口減少や自治体の財政難による社会ニーズの多様化に対応するため、組織体制を強化し、インフラサービスの領域横断や広域化、脱炭素、BCPといった課題に応じていくためのソリューション提案活動を推進してまいります。数多くの納入実績を活かし、かつ電力会社や自治体、異業種企業とのパートナーシップにより、保守・サービスも含めた新たなビジネスモデルの創出に注力してまいります。

電鉄システム事業では、架線検測装置を更に進化させ、架線周辺の構造物等の異常検知に独自の画像解析技術を適用し、AI技術を組み合わせることにより鉄道事業者の保守効率を改善してまいります。



当社の保守・サービス

iii) 新たな成長事業

半導体関連事業など『新たな成長事業』において、新しい市場開拓や新製品開発を進めております。



A L D / O E R 成膜装置

ピュアオゾンを応用した常温成膜技術の事業化を目的として明電ナノプロセス・イノベーションを設立しました。子会社化することで、意思決定やグループ外との協業を迅速に行い、早期事業化を図ってまいります。

また、新規事業開発とオープンイノベーション推進をこれまで以上に強化、促進するために事業開発部を再編しました。シリコンバレーをはじめ、国内外の異業種企業との連携によるシナジーを見出し、新規事業創出に努めてまいります。

iv) 事業活動基盤のQuality向上

当社グループは、企業スローガン「Quality connecting the next」に込めた想いを実現してまいります。製品・システム・サービスの継続的な品質向上に加え、労働災害の撲滅やコーポレート・ガバナンス強化、温室効果ガス排出量削減、更に従業員の働き方改革など事業活動基盤のQuality向上に積極的に取り組んでおります。

【安全衛生】

労働安全衛生マネジメントシステムの国際規格である「ISO45001」の拡大認証や、過去の労働災害・事故の実例を展示した「安全伝承館」による風化防止の社内教育、従業員の危険感受性を向上させる「安全体感教育」の強化などを実施し、安全管理体制の構築及び従業員の安全意識向上に更に注力してまいります。また、「明電グループ 健康経営宣言」に基づき、従業員の健康向上のためメンタル・ヘルスに関する教育、チェック体制の強化、たばこによる健康被害防止のための施策等を推進してまいります。

【品質】

リスクマップを活用した適切なデザイン・レビューの実施、購入品の品質管理基準の整備、品質データに基づいた変化点管理の強化、製品検査工程における自動化設備の導入等、仕様決めから、開発、設計、調達、製造、試験、出荷、運用の全ての工程における品質向上のための施策を展開しております。グループ全体での不良撲滅を目指し、過去の不具合事象及び対策を全社で共有し、海外製造拠点を含めた人材育成を図ってまいります。

【コーポレート・ガバナンス】

任意の指名・報酬委員会の設置や、経営課題や戦略をテーマとした意見交換会の実施等による取締役会の実効性向上のための活動に加え、第156期定時株主総会での承認を前提に監査等委員会設置会社へ移行します。社外取締役の割合増加等による取締役会の議論の充実化や監督機能強化及び内部統制の充実により、適切かつ透明性のある情報開示と中長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

【環境】

「第一次明電環境ビジョン」を掲げ、2030年度までに事業活動に伴う温室効果ガス排出量を30%削減(2017年度比)することを目指しております。この取組みの一環として、当社グループ内の風力発電所の発電電力を自社の総合研究所及び大崎会館の使用電力に充て、そこでの電力消費に伴うCO₂排出量をゼロとしました。今後も省エネ機器の積極的導入、業務の合理化の推進に努めてまいります。また、長期的には再生可能エネルギーへの転換を進めるとともに、温室効果ガスの代替を図り、持続可能な社会の実現に向けて生産・事業活動及び製品・サービスの提供により、より豊かな未来の創造に貢献してまいります。

【働き方改革】

実行計画「スマートワーク2020」に基づき、RPA活用等による業務改革やテレワークの促進をはじめ、残業時間削減や有給休暇取得推進を制度化して取り組んでおります。また、ダイバーシティの実現に向けた育児・介護支援等の各種施策の展開など柔軟な働き方を推進しており、経験豊富なシニア層の活躍を目的とした65歳定年制を導入し、社会インフラを支える技術伝承の強化とシニア層のモチベーションアップを図ってまいります。

(6) 重要な子会社の状況 (2020年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容	所在地
株式会社甲府明電舎	400百万円	100.00%	各種モータの製造、販売	山梨県中央市
明電プラントシステムズ株式会社	400	100.00	電気及び建設工事の設計・請負 電気機器等の製造・修理・改造	東京都品川区
株式会社エムウインズ	330	100.00	風力発電事業に関する業務	東京都品川区
明電商事株式会社	300	100.00	電気機器、電子機器等の販売	東京都品川区
明電興産株式会社	100	100.00	物品・物資の販売、保険代理業	東京都品川区
株式会社明電O&M	100	100.00	電気設備・機械器具・装置の製造・ 販売、賃貸借、設置、電気配線工事 及び保守点検サービス、改造、修理 に関するメンテナンス、事業活動の 戦略立案、統括管理及び教育	東京都品川区
MEIDEN SINGAPORE PTE. LTD.	25,400千シンガ ポールドル	100.00	変圧器・配電盤・遮断器の 製造・販売	シンガポール
THAI MEIDENSHA CO., LTD.	30百万タイ パーツ	75.50	電気工事、技術コンサルティング	タイ
MEIDEN AMERICA, INC.	21,500千米ドル	100.00	ダイナモ製品のシステムエンジニア リング	米国
明電舎（杭州）電気系統 有限公司	19,000千米ドル	100.00	モータ・インバータの製造	中国

(注) 出資比率には、間接所有分を含めて記載しております。



(7) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

本 社	東京都品川区大崎二丁目1番1号	
営業拠点	五反田事務所 (東京都品川区)	関西支社 (大阪市)
	中部支社 (名古屋市)	九州支店 (福岡市)
	北海道支店 (札幌市)	東北支店 (仙台市)
	北陸支店 (石川県金沢市)	中国支店 (広島市)
	四国支店 (香川県高松市)	
製造・開発拠点	太田事業所 (群馬県太田市)	
	名古屋事業所 (愛知県清須市)	
	沼津事業所 (静岡県沼津市)	
	総合研究所 (東京都品川区)	
メンテナンス サービス拠点	東日本サービス部 (東京都品川区)	
	中日本サービス部 (愛知県清須市)	
	西日本サービス部 (兵庫県尼崎市)	

(注) 主要な当社の関係会社の所在地は、「(6) 重要な子会社の状況」に記載のとおりです。



本社



総合研究所



名古屋事業所



太田事業所



沼津事業所

(8) 従業員の状況（2020年3月31日現在）

事業分野	従業員数	前期末比増減
社会インフラ事業分野	4,771名	167名増
産業システム事業分野	1,145名	74名増
保守・サービス事業分野	1,711名	19名増
不動産事業分野	—	—
その他の事業分野	982名	10名増
全社	990名	32名増
合計	9,599名	302名増

(9) 資金調達の状況

当期における資金調達は、主として借入金及びコマーシャル・ペーパーと社債をもって行いました。調達においては、長期・短期のバランスと安定性を考慮し、長期の借入も実施しております。社債では、EV用モーター・インバータの量産設備資金を用途とするグリーンボンドを発行しました。

その結果、借入金、コマーシャル・ペーパー及び社債の残高は、前期比64億7千2百万円増加の459億9千5百万円となりました。

(10) 主要な借入先（2020年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	14,191百万円
三井住友信託銀行株式会社	3,999
株式会社三菱UFJ銀行	2,459
株式会社みずほ銀行	1,794
株式会社常陽銀行	1,400

2. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

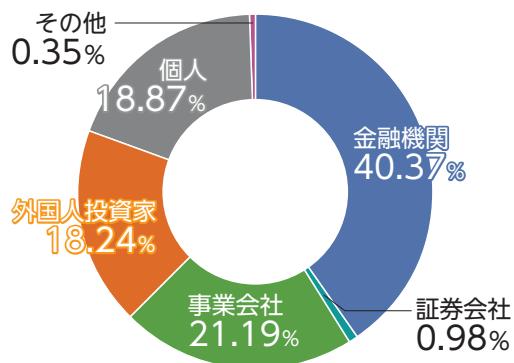
- (1) 発行可能株式総数 115,200,000株
 (2) 発行済株式の総数 45,527,540株 (自己株式157,093株を含む。)
 (3) 株主数 13,408名
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	4,412,700株	9.73%
住友電気工業株式会社	2,631,385	5.80
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,569,100	5.66
株式会社三井住友銀行	2,241,835	4.94
日本電気株式会社	1,746,150	3.85
三井住友信託銀行株式会社	1,500,000	3.31
住友生命保険相互会社	1,061,400	2.34
明電舎従業員持株会	969,071	2.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	768,900	1.69
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	754,300	1.66

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 所有者別株式分布状況

区分	持株比率
金融機関	40.37%
証券会社	0.98
事業会社	21.19
外国人投資家	18.24
個人	18.87
その他	0.35
合計	100.00



3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2020年3月31日現在）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
浜崎 祐司	代表取締役 取締役会長	指名・報酬委員会委員 株式会社JVCケンウッド 社外取締役
三井田 健	代表取締役 取締役社長	指名・報酬委員会委員
倉元 政道	代表取締役 取締役副社長	E V事業、C S R・環境担当
森 省輔	取締役副社長	経営企画、リスクマネジメント担当
大橋 延年	取締役兼専務執行役員	人事・総務、発電事業、コンプライアンス、 危機管理担当
竹川 徳雄	取締役兼専務執行役員	生産全般及び安全、資材、情報システム、 I C T事業担当
玉木 申明	取締役兼専務執行役員	技術全般、海外事業、変電事業、 電鉄事業、事業開発担当
竹中 裕之	社外取締役	指名・報酬委員会委員長 住電日立ケーブル株式会社 取締役会長（社外取締役）
安井 潤司	社外取締役	指名・報酬委員会委員
伊東 竹虎	常任監査役（常勤）	
加藤 誠治	常任監査役（常勤）	
秦 喜秋	社外監査役	
縄田 満児	社外監査役	

- (注) 1. 取締役正木浩三及び町村忠芳の両氏は、2019年6月25日をもって退任しております。
2. 取締役竹中裕之及び安井潤司の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役秦喜秋及び縄田満児の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 社外監査役秦喜秋氏は、損害保険会社における実務経験及び役員を務めた経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 社外監査役縄田満児氏は、金融機関における実務経験及び役員を務めた経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、竹中裕之、安井潤司、秦喜秋及び縄田満児の4氏を証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役報酬の方針

報酬水準

当社の取締役報酬水準につきましては、外部の客観的な報酬市場データ、経済環境、業界動向及び当社経営状況等を踏まえ設定することとしており、また、その内容は任意の指名・報酬委員会で確認しております。

報酬の構成

取締役報酬は、業績連動型の年俸制報酬としており、役職に応じて支給される「基本報酬」と「インセンティブ報酬」により構成されます。このうち、インセンティブ報酬は、短期的なインセンティブとしての「業績連動型報酬」と、中長期的なインセンティブとしての「株式取得目的報酬」で構成されます。

■ 各報酬の比率の目安（目標達成度合いを100%とした場合）



(注) 2020年度は基本報酬70%：業績連動型報酬20%：株式取得目的報酬10%と比率を改定

インセンティブ報酬の仕組み

短期的なインセンティブとしての業績連動型報酬は、目標どおりの業績を達成した場合に支給する額を100とすると、その達成度に応じて概ね0～140程度で変動するものといたします。業績評価指標は、「中期経営計画2020」における財務目標にも使用している指標である営業利益を用いることとしており、経営環境や各役員の役割の変化等に応じて適宜見直しを検討することとしております。

計算式

職位別業績報酬基準額



営業利益達成度に応じた係数 (0.0～1.4)

中長期インセンティブとしての株式取得目的報酬は、株主のみならずとりの利害の共有をより一層促進することを目的として、役員持株会に拠出し株式を取得することとしております。

報酬決定の手続

指名・報酬委員会において、報酬制度の内容とその報酬額につき客観的な視点から確認・審議を行い、取締役会において決定しております。

②取締役及び監査役の報酬等の額

■2019年度実績

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		人数 (名)
		基本報酬	インセンティブ報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	320	268	52	9
社外取締役	14	14	—	2
監査役 (社外監査役を除く)	43	43	—	2
社外監査役	11	11	—	2
計	391	338	52	15

(注) 取締役の報酬等の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職の状況

氏名	兼職先及び兼職の内容
竹中 裕之	住電日立ケーブル株式会社の取締役会長（社外取締役）を兼任しております。

(注) 当社と住電日立ケーブル株式会社との間には、特別な関係はありません。

②主な活動状況

地位	氏名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	発言状況
取締役	竹中 裕之	13回中13回	—	主に製造業の経営者の観点から必要に応じ適宜発言を行っております。
	安井 潤司	13回中13回	—	主に製造業の経営者の観点から必要に応じ適宜発言を行っております。
監査役	秦 喜秋	13回中12回	6回中6回	取締役の業務執行の適正を確保する観点から必要に応じ適宜発言を行っております。
	縄田 満児	13回中13回	6回中6回	取締役の業務執行の適正を確保する観点から必要に応じ適宜発言を行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役が700万円又は法令が定める額のいずれか高い額、社外監査役が500万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称等 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	83百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	84百万円

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち、MEIDEN SINGAPORE PTE. LTD.、THAI MEIDENSHA CO., LTD.ほか17社は当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含みます。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含みます。）の規定によるものに限ります。）を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、かつ報告を受け、監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積の算出根拠等を確認し、検討の結果、当期の会計監査人の報酬は適切であると判断し同意いたしました。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当する状態にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

このほか、監査役会は、当該会計監査人が監督官庁から監査業務停止処分を受けるなど、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、2015年5月29日の定時取締役会にて改定決議を行いました。その決定内容の概要は以下のとおりであります。

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 取締役会は、議論を尽くすに適切な人数とし、かつ社外取締役及び社外監査役が参加することにより、取締役及び執行役員による職務執行に対する監視・監督機能を確保する。
- 取締役会は、取締役社長から職務執行状況の報告を受けるとともに、必要な事項につき取締役及び執行役員に、必要に応じて取締役会において報告させる。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 取締役会議事録は取締役会規則に、常務会議事録は常務会規程に従い、各々の事務局が保存及び管理する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 日常業務遂行に際して生じうる損失の危険に対しては、ライン部門及びスタッフ部門が所管する危険を早期に発見し、必要な是正措置を講ずる。
- 全社危機管理委員会規程に基づき、大規模事故・災害等に備えた体制を構築する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 執行役員制により「経営の意思決定及び監督機能」と「執行機能」を分離し、代表取締役及び執行役員が効率的な職務執行を行う。
- 権限委譲された執行役員の業務が適切に執行されることを担保するために、各執行役員は、取締役社長及び常務会構成員に対して、月次報告書を提出する。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 代表取締役又は役付執行役員を委員長として設置するコンプライアンス委員会は、コンプライアンスに基づく企業行動の重要方針を審議・立案するとともに、当該方針を各職場に徹底させるため、コンプライアンス事務局長が属する部門の統括役員が任命したコンプライアンス・マネージャを各職場に配置する。
- 取締役社長は、コンプライアンス・ホットライン及び社内外の公益通報窓口を活用することにより違法行為や不適切な行為を早期に発見し、適宜顧問弁護士を活用して適切かつ必要な措置を講ぜられるようにする。

⑥当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 子会社毎に配置した統括役員及び主要な子会社に派遣した非常勤役員が、子会社の業務執行を監督する。
- 子会社各社においても、各社における業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を策定する。

- ⑦監査役の職務を補助する使用人に関する事項
 - 監査役の職務を補助するため、監査役室を設置する。
- ⑧監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - 監査役室に所属する使用人は、執行側ではなく、監査役の指揮・監督の下で職務に従事するものとし、監査役は、この使用人の人事権を有する。
- ⑨当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - 監査役は取締役会に出席することにより、常任監査役は常務会にも出席することにより、取締役、執行役員及び使用人から業務の状況につき報告を受ける。
 - 監査役に報告した者に対して、その報告を行ったことを理由とする不利な取扱いを行わないこととし、そのための体制を整備する。
- ⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - 監査役が職務の執行のために請求した費用等については、それが当該監査役の職務の執行のために必要がないことを証明した場合を除き、速やかにかつ適切に処理する。
- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 常任監査役は、社外監査役を含む監査役会における論議を踏まえて、定期的に取り締役社長と打ち合わせで、意見・提言などを行うことができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①コンプライアンスに関する取組み

当社では、「コンプライアンス推進規程」に基づき、半期毎に開催される「コンプライアンス委員会」にて審議・立案される方針のもと、法務及び海外管理部門が中心となり、コンプライアンスを推進するとともに、内部監査部門が推進と運用状況及び仕組みの有効性監査を行っております。

2019年度は、国内では、階層別及び拠点別に独占禁止法、下請法、環境法並びにハラスメント防止に関するコンプライアンス研修を実施しました。

また、海外では現地法人ナショナル社員の幹部候補向けコンプライアンス教育を実施したことに加え、2016年度から海外統括部門が行ってきた中国現地法人3社における不正防止等に関するコンプライアンス研修を、現地法人毎の主体的かつ体系的な取組みに発展させるため、現地法人主体での計画・実施へ移行しました。

②リスクマネジメントに関する取組み

当社では、「全社危機管理委員会規程」に基づき、年1回、「全社危機管理委員会」を開催し、当社及び子会社に起こりうる重大かつ全社横断的リスクを管理する体制及び方針を策定し、それに基づいた活動を行っております。

2019年度は、事業継続計画（BCP）に関する活動の方針及び施策の審議・決定の場であるBCM委員会を2回開催しました。

また、全社共通部門と各事業・地区・関係会社ごとに、有事における優先業務や代替対応策等を一覧表でまとめたBCPマスタープランと、BCP基本方針書及び当該マスタープランに行動手順を示したBCP行動計画書を策定しました。

③子会社管理に関する取組み

当社では、当社グループ全体の業務執行が適正に行われるよう子会社管理に関する責任と権限を定めるとともに、各子会社からの付議・報告体制整備を目的とし、継続的に改善の取組みを実施しております。

2019年度は、国内では関係会社内及びグループ間の適正な企業運営のために、全ての国内関係会社の総務・経理責任者が出席する業務連絡会を開催し、管理系業務における共通実施・連絡事項を確認しました。

また、海外内部統制の強化を推進するため、海外現地法人16拠点において内部監査を実施し、継続的にモニタリングを行いました。

④取締役の職務執行に関する取組み

当社では、「取締役会規則」等に基づき開催している取締役会における意思決定機能や監督機能の向上を目的とし、継続的に改善の取組みを実施しております。

2019年度は、取締役会の構成の最適化を図るため、取締役員数を35名以内から15名以内へと削減しました(第155期定時株主総会にて可決)。

また、取締役会の監督機能の強化のため、社内重要会議体の審議状況を毎月の取締役会において報告する取組みを開始しました。

⑤監査役監査の実効性向上に関する取組み

当社では、「監査役監査基準」に基づく監査役監査の実効性維持・向上に向けた規程及び体制整備を目的とし、継続的に改善の取組みを実施しております。

2019年度は、取締役等の職務執行監査を充実させ、海外子会社監査に際しては会計監査人や内部監査部門との情報共有を密にしました。子会社常任監査役と当社常任監査役で構成する明電舎グループ監査役連絡会により定期的に情報共有を行いました。

また、取締役会へ四半期毎に監査役監査の進捗状況を報告するようにしました。

6. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量取得であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社グループの企業価値の源泉は、主に、①グループ全体で創業以来培ってきた豊富な技術蓄積と「ものづくり力」、特に、環境対応製品を生み出す技術開発力、②高品質かつ豊富な製品ラインアップと品質保証体

制、③お客様ニーズに応じたシステムエンジニアリング力、④充実した保守サービス体制、⑤お客様や、取引先及び従業員との安定的かつ強固な信頼関係の5点に集約することができ、当社グループはこれらを相互に連繋させることにより、安定的な事業活動を展開しております。当社株式の大量取得を行う者が、これらの当社の企業価値の源泉を理解したうえで、それを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 基本方針実現に資する特別な取組みの内容の概要

当社グループでは今後も着実に事業を展開していくため、「中期経営計画2020」を推進しております。業績を拡大させつつ、更なる飛躍に向けた『力強いステップ』を踏むフェーズとして、設備や人財への投資を積極的に行ってまいります。

また、当社では2003年6月より執行役員制を導入し、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能とを分離し、業務執行の迅速化を図り、効率的な経営を進めるとともに、取締役会を重要な戦略的意思決定を行う場として活性化し、その機能強化を図っております。また、現時点における取締役9名のうち2名を社外取締役とすることで、経営の透明性を確保し、取締役会による業務執行に対する監督機能を充実させ、コーポレート・ガバナンスを強化しております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、2017年5月12日開催の取締役会及び2017年6月28日開催の第153期定時株主総会の各決議に基づき、「当社株式の大量取得行為に関する対応策」（買収防衛策）を更新いたしました（以下、更新後の買収防衛策を「本プラン」といいます。）。本プランは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する当社株式の大量取得を抑止するために、当社株式に対する大量取得が行われる際に、当社取締役会が株主のみならずみなさまに代替案を提案したり、あるいは株主のみならずみなさまがかかる大量取得に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主のみならずみなさまのために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

本プランは、当社株式の20%以上を買付しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。買収者は、本プランに係る手続が開始された場合には、当社取締役会又は株主総会において本プランを発動しない旨の決議がなされるまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

買収者は、買付等の開始又は実行に先立ち、意向表明書及び買付等の内容の検討に必要な所定の情報等を記載した買付説明書を、当社に対して提出していただきます。また、独立委員会は、当社取締役会に対しても、買付等の内容に対する意見、根拠資料、代替案等の情報を提供するよう要求することができます。

独立委員会は、当該買付等の内容の検討その他の情報収集や買収者との協議・交渉等を行ったうえで、当該買

付等が本プランに定められた手続に従わない場合又は当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある場合であって、かつ本プランに定める新株予約権の無償割当てを実施することが相当であるとき等、本プラン所定の発動事由に該当すると判断したときは、当社取締役会に対して、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います（なお、独立委員会は、当該勧告に際して、予め当該実施に関して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すことができます。）。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとし、（ただし、当社取締役会は、本プラン所定の場合に、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主のみなさまの意思を確認することができるものとし、かかる株主総会が開催された場合には、当社取締役会は、かかる株主総会の決議に従って決議を行うものとし、）。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者等以外の株主のみなさまに当社株式が交付された場合には、買収者等以外の株主のみなさまが、1個の新株予約権につき原則として1株の当社株式を取得することから、買収者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

本プランの有効期間は、原則として、2017年6月28日開催の第153期定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとされており、

(4) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の「中期経営計画2020」及びコーポレート・ガバナンスの強化等の各施策は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を充足しております。また、本プランは、第153期定時株主総会において株主のみなさまの承認を得て更新されており、有効期間が約3年間と定められていること、所定の場合には株主のみなさまの意思を確認させていただくこと、当社の株主総会又は取締役会により本プランを廃止できるとされていること等、株主のみなさまの意思を重視するものとなっております。これらに加え、当社経営陣から独立した弁護士・会計士等の専門家、社外有識者から構成される独立委員会が設置され、本プランの発動等に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家等を利用し助言を受けることができるとされていることにより、その判断の公正さ・客観性が担保されていること等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではありません。

なお、当社は、2020年5月13日開催の取締役会で、第156期定時株主総会の承認を条件として、本プランを更新することを決議し、本総会の第8号議案として上程いたします。当社株式の大量取得行為に関する対応策の内容は、招集ご通知22頁以下をご参照ください。



連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	第156期 2020年3月31日現在	科 目	第156期 2020年3月31日現在
資産の部		負債の部	
流動資産	156,558	流動負債	101,022
現金及び預金	13,272	支払手形及び買掛金	35,966
受取手形及び売掛金	88,565	電子記録債務	5,637
電子記録債権	7,233	短期借入金	10,063
たな卸資産	43,205	コマーシャル・ペーパー	3,000
その他	4,404	未払金	5,744
貸倒引当金	△122	未払法人税等	1,692
固定資産	113,852	前受金	12,487
有形固定資産	71,274	賞与引当金	7,563
建物及び構築物	38,071	製品保証引当金	1,372
機械装置及び運搬具	10,074	受注損失引当金	933
土地	12,960	その他	16,559
建設仮勘定	5,534	固定負債	79,270
その他	4,633	社債	11,000
無形固定資産	10,192	長期借入金	21,931
ソフトウェア	5,449	退職給付に係る負債	41,824
のれん	3,976	環境対策引当金	399
その他	766	その他	4,115
投資その他の資産	32,385	負債合計	180,292
投資有価証券	14,104	純資産の部	
長期貸付金	33	株主資本	83,887
繰延税金資産	16,039	資本金	17,070
その他	2,246	資本剰余金	11,402
貸倒引当金	△38	利益剰余金	55,604
資産合計	270,410	自己株式	△188
		その他の包括利益累計額	3,223
		その他有価証券評価差額金	4,109
		繰延ヘッジ損益	5
		為替換算調整勘定	257
		退職給付に係る調整累計額	△1,148
		非支配株主持分	3,005
		純資産合計	90,117
		負債純資産合計	270,410

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	第156期	
	自2019年4月1日 至2020年3月31日	
売上高		255,748
売上原価		192,641
売上総利益		63,107
販売費及び一般管理費		50,381
営業利益		12,725
営業外収益		
受取利息	40	
受取配当金	584	
その他	860	1,485
営業外費用		
支払利息	621	
その他	2,107	2,729
経常利益		11,481
特別利益		
投資有価証券売却益	0	
段階取得に係る差益	365	366
特別損失		
固定資産除却損	32	
投資有価証券評価損	367	
その他	7	407
税金等調整前当期純利益		11,441
法人税、住民税及び事業税	3,574	
法人税等調整額	△511	3,062
当期純利益		8,378
非支配株主に帰属する当期純利益		170
親会社株主に帰属する当期純利益		8,208

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。



連結キャッシュ・フロー計算書 (ご参考) (自2019年4月1日 至2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	第156期
	自2019年4月1日 至2020年3月31日
営業活動によるキャッシュ・フロー	10,416
投資活動によるキャッシュ・フロー	△13,700
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,735
現金及び現金同等物に係る換算差額	△263
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	187
現金及び現金同等物の期首残高	12,433
現金及び現金同等物の期末残高	12,621

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	第156期 2020年3月31日現在	科目	第156期 2020年3月31日現在
資産の部		負債の部	
流動資産	108,944	流動負債	86,839
現金及び預金	6,352	支払手形	557
受取手形	984	電子記録債務	5,273
電子記録債権	5,848	買掛金	26,269
売掛金	62,512	短期借入金	4,350
製品	1,280	コマーシャル・ペーパー	3,000
仕掛品	25,460	未払金	5,193
原材料及び貯蔵品	456	未払法人税等	1,065
その他	6,059	前受金	10,057
貸倒引当金	△12	預り金	19,614
固定資産	112,680	賞与引当金	4,234
有形固定資産	53,715	製品保証引当金	1,084
建物	31,873	受注損失引当金	663
構築物	1,642	その他	5,475
機械及び装置	3,902	固定負債	66,417
車両運搬具	94	社債	11,000
工具、器具及び備品	1,505	長期借入金	20,110
土地	11,506	退職給付引当金	30,728
建設仮勘定	3,185	環境対策引当金	399
その他	5	その他	4,180
無形固定資産	5,188	負債合計	153,256
ソフトウェア	4,561	純資産の部	
のれん	556	株主資本	64,358
その他	70	資本金	17,070
投資その他の資産	53,776	資本剰余金	9,381
投資有価証券	13,801	資本準備金	5,000
関係会社株式	24,067	その他資本剰余金	4,381
長期貸付金	2,313	利益剰余金	38,153
繰延税金資産	11,296	利益準備金	3,296
その他	2,336	その他利益剰余金	34,857
貸倒引当金	△38	固定資産圧縮積立金	139
資産合計	221,625	別途積立金	8,263
		繰越利益剰余金	26,454
		自己株式	△246
		評価・換算差額等	4,009
		その他有価証券評価差額金	4,009
		繰延ヘッジ損益	△0
		純資産合計	68,368
		負債純資産合計	221,625

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。



損益計算書 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	第156期	
	自2019年4月1日 至2020年3月31日	
売上高		174,533
売上原価		136,169
売上総利益		38,364
販売費及び一般管理費		33,723
営業利益		4,640
営業外収益		
受取利息	61	
受取配当金	4,780	
その他	1,540	6,382
営業外費用		
支払利息	259	
その他	4,008	4,268
経常利益		6,755
特別利益		
投資有価証券売却益	0	0
特別損失		
固定資産除却損	32	
投資有価証券評価損	367	
関係会社株式評価損	4,670	
その他	7	5,077
税引前当期純利益		1,678
法人税、住民税及び事業税	332	
法人税等調整額	△372	△39
当期純利益		1,718

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

株式会社 明電舎
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 川瀬 洋人 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 川村 敦 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社明電舎の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社明電舎及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

株式会社 明電舎
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 川瀬 洋人 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川村 敦 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社明電舎の2019年4月1日から2020年3月31日までの第156期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第156期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査計画において監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び執行役員等並びに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査計画における監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、会計監査人、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び執行役員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」（会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項）について、取締役及び執行役員等からその構築及び運用の状況についての報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針及び取組み」については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。また、事業報告に記載されている各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月12日

株式会社 明電舎 監査役会

常任監査役（常勤） 伊 東 竹 虎 ㊟

常任監査役（常勤） 加 藤 誠 治 ㊟

社 外 監 査 役 秦 喜 秋 ㊟

社 外 監 査 役 縄 田 満 児 ㊟

以 上

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
基準日	定時株主総会・期末配当 3月31日 中間配当 9月30日
定時株主総会	6月
公告方法	電子公告 https://www.meidensha.co.jp/ir/ir_08/
上場証券取引所	東京・名古屋
単元株式数	100株
株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話照会先	☎0120-782-031 (フリーダイヤル)

ホームページのご案内

当社ホームページでは、当社グループの事業概況や財務情報、CSR活動に関する情報など、当社に関する各種情報を積極的に公開しております。



<https://www.meidensha.co.jp> 明電舎 🔍

株式に関するお届け先 及びご照会先について

証券会社に口座を開設されている株主のみなさまは、住所変更等のお届出及びご照会は、口座のある証券会社宛にお願いいたします。

特別口座株主のみなさまへ

特別口座（証券会社に口座を開設されていない株主のみなさま）についてのご照会及び住所変更等のお届出は、左記の電話照会先をお願いいたします。

なお、特別口座に記録された株式を売却するには、あらかじめ証券会社にご本人の取引口座を開設し、株式の記録を振替える必要がありますので、この機会に証券会社の口座開設をご検討をお願いいたします。

(証券口座の開設については、証券会社にご相談ください。)

特別口座で単元未満株式をお持ちの株主のみなさまは、単元未満株式を当社が買い取る制度もございますので、ご希望がございましたら、左記の電話照会先にお問い合わせください。

配当金の受領方法について

株券電子化により、すべての銘柄の配当金を一つの金融機関の口座で受領する方法などが可能になりました。この機会に、安全で確実な配当金の口座振込による受領方法のご検討をお願いいたします。

(配当金受領方法の指定については、証券会社にご相談ください。)

株主総会会場（明電舎大崎会館）ご案内図

東京都品川区大崎二丁目5番35号



① 南改札口を出て右方向へお進みください。



② ThinkPark Tower手前のペデストリアンデッキから、エスカレーターで地上に降り、右に曲がって道なりに進みます。



③ 北改札口を出て左方向へお進みください。



④ 西口の階段を左へ降りた場所の信号を渡り、左手のT字路を右折して直進します。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から本株主総会につきましては、極力、事前の議決権行使をお願いいたしますが、適切な感染防止策を実施のうえで開催させていただきます。株主総会当日における対応やお願い事項につきましては、当社ホームページ (https://www.meidensha.co.jp/ir/ir_06) に掲載いたしますので、あわせてご確認くださいませようお願いいたします。

- 交通 JR大崎駅北改札口を出て西口から約400mです。または、南改札口を出て新西口から約500mです。
- 駐車場及びバイク・自転車の駐輪場のご用意はございません。
- 本年から、株主総会にご出席の株主のみなさまへのお土産を取りやめさせていただきます。なにとぞご理解くださいますようお願い申し上げます。

株式会社 明電舎



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。